

# 第4次茨木市総合計画 取組状況のまとめ



平成26年3月

茨木市

## 目次

### 第1章 ころすこやか「福祉充実都市」の実現

1 ともに支え合う地域社会の形成 .....	1
2 健康づくりの推進 .....	15
3 すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成 .....	19

### 第2章 ぐらしやすらか「安心実感都市」の実現

1 災害に強いまちづくり .....	23
2 暮らしを守る安全の確保 .....	31

### 第3章 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現

1 環境負荷低減のまちづくり .....	39
2 良好な環境の保全と創造 .....	45

### 第4章 活力あふれる「生活躍動都市」の実現

1 活力のある産業振興のまちづくり .....	51
2 地域特性を活かした農林業振興 .....	57
3 快適な生活・住環境の確保 .....	61

### 第5章 個性かがやく「文化創造都市」の実現

1 生涯を通じた生きがい活動の推進 .....	71
2 豊かな心を育む教育の推進 .....	79
3 交流と自律のまちづくり .....	87

### 第6章 構想の実現に向けて

1 市民参加の仕組みづくり .....	93
2 自律的で効率的な行財政のシステムづくり .....	97
3 広域行政の推進 .....	107

この資料は、平成27年度からスタートする次期総合計画の策定を進めるにあたり、第4次総合計画の平成25年度末での取組状況について整理したものです。第4次総合計画の都市像ごとに取りまとめを行っています。

都市像別取組状況一覧

	A	B	C	D	合計
第1章 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	2	90	0	0	92
第2章 ぐらしやすらか「安心実感都市」の実現	1	67	0	0	68
第3章 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現	0	25	2	1	28
第4章 活力あふれる「生活躍動都市」の実現	1	107	5	5	118
第5章 個性かがやく「文化創造都市」の実現	1	83	3	0	87
第6章 構想の実現に向けて	1	42	2	0	45
合 計	6	414	12	6	438

※ 複数の要素で構成されている取組や、一定の進捗後、大きく方向性が変わった場合等、1つの取組に対して、2つの評価を行っている場合(例: B&D)があります。その場合、両方の評価をカウントしているため、上記の合計と第4次総合計画の将来計画(主な取組)の総数は一致しません。

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

# 「第4次茨木市総合計画 取組状況のまとめ」の見方

1. 第4次総合計画の都市像です。

都市像	1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
	11	ともに支え合う地域社会の形成
施策の大綱		子どもから高齢者まで、すべての人が安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉の総合的な施策の展開を今まで以上に進めていくことが求められています。 このため、誰もが住み慣れた地域で心安らかに生活できるよう、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、思い合い、支え合う意識の醸成に努めるとともに、関係機関をはじめ、市民やボランティア団体との連携と協力を進め、保健・医療・福祉にかかわるサービスの総合的な展開と多様なサービス提供体制の整備を推進します。また、健康で安定した生活ができるよう、社会保障の充実に努めます。平成27年ごろに5人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えることを想定しています。高齢者が地域社会や家庭で心豊かに暮らせるよう、生きがいのある生活への支援、介護サービスの基盤整備と事業の円滑な運営に努めるとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを目指して、子育てのための相談・支援体制を整備します。 ノーマライゼーションの理念が定着した地域社会の実現に向けて、障害を持つ人や高齢者が自立して生活し、社会参加しやすい環境づくりを進めます。
施策	111	地域福祉の充実
目指すべき姿		・援助を必要とする人を地域で把握できています。 ・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。 ・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。 ・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。 ・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。
将来計画		1 地域での福祉の取り組みの推進 2 住民参加による福祉の推進 3 福祉コミュニティの創設 4 都市施設の整備
施策の取組状況まとめ		平成24年3月「地域福祉計画」「健康増進プラン」「食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」の7つの計画を一体的に進めるため「茨木市総合保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの提供基盤の計画的な充実に図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域社会の形成に努めてきた。 とりわけ、地域福祉の充実については、地域福祉ネットワークの推進を図ることにより、地域の助け合い、支え合いによる要介護者の支援の体制づくりに努めてきた。また、バリアフリー法に基づき大阪府福祉のまちづくり条例が改正され、都市施設のバリアフリー化が促進されている。

2. 第4次総合計画の施策の大綱です。都市像ごとに複数設定しています。

3. 第4次総合計画の施策の目指すべき姿です。

4. 第4次総合計画の将来計画です。下部にその詳しい内容があります。→7へ

5. 第4次総合計画の施策の取組状況のまとめです。

6. 施策に関わる課名です。

関連課		福祉政策課、審査指導課、道路交通課、公園緑地課、建築課	
見出し		項目	主な取組
1	地域での福祉の取り組みの推進	(1) 地域福祉計画に基づく取り組み	地域における生活の現状と課題、それに対する必要なサービスの内容や量を明らかにし、そのサービスを確保し提供する体制の整備を図ります。
		(2) 福祉サービス体制の確保	・従来の行政主導型の福祉から、地域住民とのパートナーシップによる取り組みを目指すとともに、地域における必要な施設の整備を進めます。 ・身近なところでいつでも、だれでも気軽に相談できる窓口の設置を進めます。
2	住民参加による福祉の推進	(1) 各種団体の連携による福祉活動への支援	・社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉事業者、その他社会福祉活動を行う住民団体が連携して行う活動の支援に努めます。
		(2) 身近な福祉の担い手の育成	・一人ひとりの市民が福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手としての自覚のもとに、身近な地域での活動に参加するよう啓発に努めます。 ・市と各種団体との連携のもとに、講座と実践を通じて、地域福祉を進める人材の育成に努めます。
3	福祉コミュニティの創設		・住民のだれもが取り組む地域の福祉を目指し、だれもが地域とのつながりを持ち、住民参加を基本に、助け合いの仕組みづくりに努めます。 ・ボランティアセンター（社会福祉協議会）の機能を強化し、市域全体にわたるボランティアのネットワークづくりを進めます。 ・地域間で地域福祉情報が行き来し、市域全体で情報を共有できるよう、交流のネットワークを広げます。
4	都市施設の整備		・高齢者や障害者などの社会参加を妨げている物理的障壁を取り除くために、都市施設の整備改善を促進する「福祉のまちづくり」を推進します。 ・市民や事業者に対し都市の福祉施設整備についての広報・啓発活動を推進すると同時に、市・市民・事業者による推進体制を整備し、支援します。

7. 第4次総合計画の施策の将来計画の内容です。

8. 将来計画の取組状況の凡例です。施策の初めのページのみ表示します。

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27.3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27.4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

9. 将来計画の取組状況です。取組状況凡例は左記のとおりです。

# 第1章 ころすこやか「福祉充実都市」の実現

## 1 ともに支え合う地域社会の形成



都市像	1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現					
施策の大綱	<p>11 とともに支え合う地域社会の形成</p> <p>子どもから高齢者まで、すべての人が安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉の総合的な施策の展開を今まで以上に進めていくことが求められています。</p> <p>このため、誰もが住み慣れた地域で心安らかに生活できるよう、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、思い合い、支え合う意識の醸成に努めるとともに、関係機関をはじめ、市民やボランティア団体との連携と協力を進め、保健・医療・福祉にかかわるサービスの総合的な展開と多様なサービス提供体制の整備を推進します。また、健康で安定した生活ができるよう、社会保障の充実に努めます。</p> <p>少子高齢化が進展する中、本市では、平成27年ごろに5人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えると予想しています。高齢者が地域社会や家庭で心豊かに暮らせるよう、生きがいのある生活への支援、介護サービスの基盤整備と事業の円滑な運営に努めるとともに、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを目指して、子育てのための相談・支援体制を整備します。</p> <p>ノーマライゼーションの理念が定着した地域社会の実現に向けて、障害を持つ人や高齢者が自立して生活し、社会参加しやすい環境づくりを進めます。</p>					
	<p>施策 111 地域福祉の充実</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 819 434 1010">目指すべき姿</td> <td data-bbox="434 819 1434 1010"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要とする人を地域で把握できています。</li> <li>・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。</li> <li>・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。</li> <li>・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。</li> <li>・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1010 434 1167">将来計画</td> <td data-bbox="434 1010 1434 1167"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域での福祉の取り組みの推進</li> <li>2 住民参加による福祉の推進</li> <li>3 福祉コミュニティの創設</li> <li>4 都市施設の整備</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1167 434 1512">施策の取組状況まとめ</td> <td data-bbox="434 1167 1434 1512"> <p>平成24年3月に「地域福祉計画」「健康いばらき21」「食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の7つの計画を一体的に進めるため「茨木市総合保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの提供基盤の計画的な充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域社会の形成に努めてきた。</p> <p>とりわけ、地域福祉の充実については、地域福祉ネットワークの推進を図ることにより、地域の助け合い、支え合いによる要援護者の支援の体制づくりに努めてきた。</p> <p>また、バリアフリー法に基づき大阪府福祉のまちづくり条例が改正され、都市施設のバリアフリー化が促進されている。</p> </td> </tr> </table>	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要とする人を地域で把握できています。</li> <li>・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。</li> <li>・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。</li> <li>・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。</li> <li>・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。</li> </ul>	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域での福祉の取り組みの推進</li> <li>2 住民参加による福祉の推進</li> <li>3 福祉コミュニティの創設</li> <li>4 都市施設の整備</li> </ol>	施策の取組状況まとめ
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要とする人を地域で把握できています。</li> <li>・福祉の相談窓口が町丁ごとに確保されています。</li> <li>・地域住民による連絡・連携の輪が広がっています。</li> <li>・地域の施設が様々な福祉活動に活用されています。</li> <li>・地域福祉に関する情報が地域で共有されています。</li> </ul>					
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域での福祉の取り組みの推進</li> <li>2 住民参加による福祉の推進</li> <li>3 福祉コミュニティの創設</li> <li>4 都市施設の整備</li> </ol>					
施策の取組状況まとめ	<p>平成24年3月に「地域福祉計画」「健康いばらき21」「食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の7つの計画を一体的に進めるため「茨木市総合保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの提供基盤の計画的な充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域社会の形成に努めてきた。</p> <p>とりわけ、地域福祉の充実については、地域福祉ネットワークの推進を図ることにより、地域の助け合い、支え合いによる要援護者の支援の体制づくりに努めてきた。</p> <p>また、バリアフリー法に基づき大阪府福祉のまちづくり条例が改正され、都市施設のバリアフリー化が促進されている。</p>					

関連課 福祉政策課、障害福祉課、高齢介護課、審査指導課、道路交通課、公園緑地課、建築課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 地域での福祉の取り組みの推進	(1) 地域福祉計画に基づく取り組み	・地域における生活の現状と課題、それに対応する必要なサービスの内容や量を明らかにし、そのサービスを確保し提供する体制の整備を図ります。	B
	(2) 福祉サービス体制の確保	・従来の行政主導型の福祉から、地域住民とのパートナーシップによる取り組みを目指すとともに、地域における必要な施設の整備を進めます。	B
		・身近なところでいつでも、だれでも気軽に相談できる窓口の設置を進めます。	B
2 住民参加による福祉の推進	(1) 各種団体の連携による福祉活動への支援	・社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉事業者、その他社会福祉活動を行う住民団体が連携して行う活動の支援に努めます。	B
	(2) 身近な福祉の担い手の育成	・一人ひとりの市民が福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手としての自覚のもとに、身近な地域での活動に参加するよう啓発に努めます。	B
		・市と各種団体との連携のもとに、講座と実践を通じて、地域福祉を進める人材の育成に努めます。	B
3 福祉コミュニティの創設		・住民のだれもが取り組む地域の福祉を目指し、だれもが地域とのつながりを持ち、住民参加を基本に、助け合いの仕組みづくりに努めます。	B
		・ボランティアセンター（社会福祉協議会）の機能を強化し、市域全体にわたるボランティアのネットワークづくりを進めます。	B
		・地域間で地域福祉情報が行き来し、市域全体で情報を共有できるよう、交流のネットワークを拡げます。	B
4 都市施設の整備		・高齢者や障害者などの社会参加を妨げている物理的障壁を取り除くために、都市施設の整備改善を促進する「福祉のまちづくり」を推進します。	B
		・市民や事業者に対し都市の福祉施設整備についての広報・啓発活動を推進すると同時に、市・市民・事業者による推進体制を整備し、支援します。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない



都市像		1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
施策	112 高齢者福祉の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守りが必要なひとり暮らし高齢者等への支援体制が地域できています。</li> <li>・ 老人福祉センターや生涯学習センターなどの施設が充実し、シルバー人材センターが活性化しています。</li> <li>・ 高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で、自己決定に基づき自立した生活ができる環境が整っています。</li> <li>・ 介護サービスの質が向上し、利用者が安心してサービスを使用できる体制が充実しているとともに、安心して医療にかかれる体制が確保されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活支援の推進</li> <li>2 元気な高齢者への支援</li> <li>3 介護サービスの安定的な供給と基盤整備</li> <li>4 介護サービスの質の向上</li> <li>5 施設整備の推進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>見守りが必要なひとり暮らし高齢者等への支援体制として、配食サービス、緊急通報装置設置などの介護保険外のサービスを実施するとともに、地域の課題解決に向けた医療を含む多職種連携による地域ケア会議の本格実施に向けての準備を進めることができた。</p> <p>また、介護予防教室を老人福祉センターや街かどデイハウス等で実施するとともに、街かどデイハウスの拡充を図り、地域で高齢者を支援する体制と介護予防事業をリンクさせ、充実に努めてきた。</p> <p>元気な高齢者の活躍の場として、老人クラブ、シルバー人材センター等があるが、高齢者リーダー養成講座の実施や、「茨木シニアカレッジ いこいこ！未来塾」を高齢者を中心としたNPOに委託するなど、高齢者の活躍の場の拡大を図ることができた。</p> <p>バリアフリー関係法令の整備により、施設、街づくり等のバリアフリー化も進んできている。</p> <p>総じて、「高齢者＝弱者」から「高齢者＝地域の担い手」としての施策転換を図ることに着手し、実施してきた。</p>		

関連課		高齢介護課、審査指導課、道路交通課、建築課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 地域生活支援の推進	(1) 自立支援の推進	・ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するとともに、高齢者の権利が守られ健全な生活が保障された暮らしやすいまちづくりに努めます。	B
	(2) 地域支援体制の構築	・ 市民と行政等の関係機関が協働して、課題を抱えるひとり暮らし高齢者等を地域で支援する組織づくりに努めます。	B
2 元気な高齢者への支援	(1) 生きがいづくりの場の提供	・ 仲間づくりや趣味などの教養の向上を図る場として、老人福祉センターの事業充実や生涯学習センター等の活用を図り、高齢者が新たな生きがいを発見し、生き生きとした自立生活が送れるまちづくりに努めます。	B
	(2) 社会参加活動の活性化への支援	・ これまでの知識・技能を生かすことのできるシルバー人材センターや、高齢者が地域の相互扶助活動の担い手として活動している老人クラブ等への支援に努めます。	B
3 介護サービスの安定的な供給と基盤整備	(1) 安定した居宅サービスの確保	・ アンケート等により介護サービスに対するニーズを把握し、地域の介護需要に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供を行い、居宅サービスの安定的な供給の確保に努めます。	B
	(2) 介護施設整備の促進	・ 医療法人・社会福祉法人等の協力を得ながら、介護施設の整備を促進します。	B
4 介護サービスの質の向上	(1) 事業者連絡会活動への支援	・ サービス事業者や介護保険施設が直面する問題や課題等を相互に認識し、その解決や質の向上を図る「茨木市高齢者サービス事業所連絡会」活動に対する支援の充実に努めます。	B
	(2) 介護相談員派遣事業の推進	・ サービス利用者の疑問や不満等の相談に対応し、必要に応じて事業者に改善を促し、調整を図る「介護相談員」の派遣に積極的に取り組みます。	B
	(3) 事業者自己評価・第三者評価への支援	・ サービス事業者の自己評価を第三者が確認・評価し、その結果を利用者へ公表するなど、制度の信頼性の向上を図る「第三者評価事業」の導入の支援に努めます。	B
5 施設整備の推進		・ 関係事業者の協力のもとに、より広域的な都市施設のバリアフリー化を進めます。	B
		・ 市民や事業者と連携を図り特定建築物や道路等の公共施設のバリアフリー化を促進し、公共建築物等についてはユニバーサルデザインに配慮した整備を積極的に推進します。	B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	113 介護保険の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険制度の健全な運営が図られ、いつまでも住み慣れた地域で安全で安心した生活を送れる社会が実現しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要介護認定の適切な実施</li> <li>2 利用者の権利擁護体制の充実</li> <li>3 介護サービスの普及啓発、情報提供の充実</li> <li>4 介護サービスに対する相談体制の充実</li> <li>5 財政運営の健全化</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安全に安心して生活ができるように、地域密着型サービスの整備を進めてきたが、概ね計画どおり整備を推進することができた。</p> <p>認知症対策として、認知症サポーターの養成、認知症予防講座の開催等に取り組むとともに、認知症高齢者地域支援連絡会を設置するなど、概ね支援体制の整備を図ることができた。</p> <p>また、地域包括ケア体制の確立に向け多職種連携に取り組むとともに、高齢者虐待防止をはじめとした地域のネットワーク機能の強化を図った。</p> <p>介護保険給付費については、適正化事業を実施し、保険給付の適正化に努めるとともに、保険料の適正な収納事務に努め安定した財源を確保し健全な財政運営に努めた。</p>		

関連課		高齢介護課、保健医療課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 要介護認定の適切な実施		・ 認定調査員に対する研修に努め、認定調査の公平性・公正性を確保します。	B
		・ 認定審査会委員に対する研修を通じ、知識の向上を図るとともに、委員相互の意見交換・情報交換に努めます。	B
2 利用者の権利擁護体制の充実		・ サービスに関する苦情や相談等に対し、適切な対応を図るために設置している「茨木市介護保険苦情調整委員会」においてサービスに関する苦情解決に引き続き努めます。	B
		・ 認知症により意思表示に不安のある高齢者等の権利侵害を防ぐ制度の周知と利用者の支援に努めます。	B
3 介護サービスの普及啓発、情報提供の充実		・ ホームページ、市広報誌等による制度やサービス内容、サービス事業者に関する広報活動を充実し、情報提供に引き続き努めます。	B
		・ 制度やサービスの普及啓発に際しては、障害者や在日外国人、ひとり暮らし高齢者等、情報が行き届きにくい方への配慮に努めます。	B
4 介護サービスに対する相談体制の充実		・ 介護サービスに関する相談がしやすい在宅介護支援センター等の相談体制の充実に努めます。	B
5 財政運営の健全化		・ 収納率の向上に努めるとともに、国に対しては、安定した財源の確保策を確立するよう要望します。	B
		・ 不正請求等の防止を図り、給付の適正化に努めます。	B

都市像		1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
施策	114	障害者福祉の充実	
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の地域生活を支援するための在宅福祉サービスや、医療費助成制度が充実しています。</li> <li>・ 障害者の生活環境の整備が進み、社会活動への参加が進んでいます。</li> <li>・ 障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行える環境が整っています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 啓発活動の推進</li> <li>2 福祉・生活環境の充実</li> <li>3 療育対策の充実</li> <li>4 障害児教育の充実</li> <li>5 社会参加の促進</li> <li>6 新長期計画の策定</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>障害者の地域生活支援については、障害者施策に対する市民の要望が多様化する中、生活介護事業所などの社会資源の整備や、個々に応じたサービスの提供を進めるなど、制度の拡充を図ってきた。</p> <p>障害者の就労に向けた取り組みとして庁内実習の実施、スマイルオフィスの開設、就労支援福祉金の創設など就労支援を強化しているが、これまでの取り組みを踏まえると、一般就労に結びつけるには新たな課題も出現している。</p> <p>障害者の生活環境については、施設入所、在宅を問わず、くらしにあったサービスの提供を進めてきた。また、市内7つの圏域に相談支援事業所を設置するなど、市役所内の基幹相談支援センターを中心に相談体制の整備を進めた。災害時の支援体制についても、事業所連絡会と災害協定を締結した。</p> <p>医療費助成制度については、一部見直しを行った。</p>		

関連課		障害福祉課、高齢医療課、商工労政課、学校教育推進課、子育て支援課、建築課		
将来計画		主な取組	取組状況	
見出し	項目			
1	啓発活動の推進	・市民が障害や障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加が容易になるよう、関係団体やボランティアと協力して啓発・広報活動を推進します。	B	
2	福祉・生活環境の充実	(1) 福祉サービスの充実	・年金制度をはじめ各種手当、給付金等の所得保障制度や、医療費助成の充実を国や大阪府に要望します。	B
			・多様化・高度化・複雑化する障害者ニーズに適切に対応できる相談機能、情報提供機能を充実させ、これらのニーズに応じたホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティア活動の支援による地域福祉の推進に努めます。	B
			・在宅福祉サービスとの連携を図りながら、施設サービスの充実に努めます。	B
	(2) 生活環境の整備	・公共住宅の建設等に際して障害者向け住宅の確保に努めるとともに、住宅の改善に対する助成制度の活用を促進します。	B	
		・情報通信機器の活用などにより、分かりやすく効果的な情報アクセスの整備に努めます。	B	
3	療育対策の充実	・障害の種別や状況に応じた療育方法の確立、施設整備等の改善、保護者に対する相談・援助などの充実を図ります。	B	
4	障害児教育の充実	(1) 障害児育成施策の充実	・障害児一人ひとりの実態に即した支援や教育を行うため、学校・園と保健・福祉・医療等との一層の連携を図り、教育諸条件の整備、教育内容・方法の確立並びに研修等に努めます。	B
		(2) 学校教育の充実	・障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行います。	B
				・児童・生徒に障害児(者)に対する理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立った適切な教育を行います。
5	社会参加の促進	(1) 雇用・就労対策の促進	・障害を持つ方の雇用を図るため、関係機関と連携して企業、事業所へ働きかけ、より効果的に障害者の雇用が実現できるよう体制の整備に努めます。	B
			・障害の種別や程度、特性に応じた雇用・就労支援を行うとともに、自営業等による自立の支援や福祉的就労の場の計画的整備など関係機関と連携を図りつつ、多様な就労の場の確保に努めます。	B
	(2) 社会活動への参加促進	・障害者の生きがいを高め、日々の生活を充実するため、学習の機会の提供や自主的、自発的活動の振興に努めます。	B	
		・障害者が地域住民として地域の社会活動や行事に参加し、また、障害児(者)施設などの活動や行事に地域の人々が参加する機会を増やすなど、交流とふれあいの場の充実を図ります。	B	
6	新長期計画の策定	・国、大阪府の長期計画との整合を図りながら「障害者施策に関する長期計画(第3次)」を策定します。	A	

<b>都市像</b>		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
	<b>施策</b>	115 生活福祉の充実	
	<b>目指すべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢単身者、高齢障害者、無年金者、母子家庭といった被保護者が自立し安心して生活しています。</li> <li>・生活に困っている人が、いつでも相談ができ、適切な保護を受け、自立への努力をしています。</li> </ul>	
	<b>将来計画</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護対策の推進</li> <li>2 低所得者層への支援の推進</li> <li>3 ホームレス問題の解消</li> </ol>	
	<b>施策の取組状況</b>	生活保護に対する取り組みについては、社会経済情勢の悪化による生活保護受給者の増加により、事務が増加する中、適正執行に向けた取り組みを行った。 生活困窮者に対する取り組みについては、ハローワークとの連携による就労支援や家賃助成を行った。 ホームレス問題については、巡回相談やシェルター利用等の取組により、ホームレスが減少した。	

<b>関連課</b>	福祉政策課		
<b>将来計画</b>		<b>主な取組</b>	<b>取組状況</b>
<b>見出し</b>	<b>項目</b>		
1 生活保護対策の推進	(1) 生活相談対策の充実	・民生委員・児童委員、母子自立支援員等との連携のもと、生活保護制度の周知を図り、面接相談体制を充実し、生活保護法の適正な実施と運用を図ります。	B
	(2) 被保護者の自立促進	・ハローワーク等との連携のもと、就労先の確保による自立の支援に努め、そのための相談機能の強化を図ります。	B
2 低所得者層への支援の推進		・必要な貸付金制度や、緊急一時貸付金制度の整備などを行い、関係機関との連携による低所得者層への就労支援を行います。	B
		・身近なところで生活課題の相談ができる体制づくりに努めます。	B
3 ホームレス問題の解消		・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法、国の基本方針、大阪府域ホームレス自立の支援等に関する事業計画に基づき、府内全市参加型のホームレス対策を講じます。	B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	116 子育て環境の整備		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保育事情に対応した保育機能の充実が図られています。</li> <li>・障害児保育の内容が充実しています。</li> <li>・地域子育て支援センターを中心として、地域と連携した子育て支援体制が整っています。</li> <li>・少子化に対応した次世代育成支援施策が展開され、家庭への支援が実施されています。</li> <li>・ひとり親家庭の住宅が確保され、就労が保障されています。</li> <li>・ひとり親家庭の子どもへの就学が保障されています。</li> <li>・乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成制度が確立しています。</li> </ul>	
	将来計画	1 児童福祉の充実 2 ひとり親家庭の自立の促進	
施策の取組状況まとめ	<p>平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年3月には「後期計画」を策定し、次世代育成支援に関する様々な施策に取り組んでいる。</p> <p>保育所整備をはじめ、認可外保育施設運営支援や待機児童保育室の開設などにより待機児童の解消に努めるとともに、保育所（園）では、延長保育、病児・病後児保育や休日保育など、多様化する保育需要にも対応している。また、障害児保育については、これまでから公私協調して、その充実に取り組んでいる。</p> <p>子育て支援総合センター及び7か所の地域子育て支援センターを開設しており、子育て家庭を応援するとともに、民生委員・児童委員にも子育てネットワークなどに参画いただき、地域との連携に努めている。また、子育てに関する制度やサービス内容をまとめた「子育てハンドブック」を作成し、子育て家庭への情報提供にも努めている。</p> <p>乳児家庭全戸訪問をはじめ、産前・産後ホームヘルパーの派遣や一時預かりなど、多様化する子育てニーズに対応するとともに、障害児への支援についても、それぞれの特徴に応じた支援や配慮が重要であることから、通所による知的障害児等への療育の提供や療育を必要とする乳幼児への基本的動作習得等のための個別的・集団的療育を実施している。また、児童虐待防止総括担当員を配置することで学校や地域との連携を強化し、児童虐待の防止や早期対応に努めている。さらに、乳幼児医療費助成制度をこども医療費助成制度に名称変更し、小学校6年生まで対象を拡大している。</p> <p>ひとり親家庭の自立の促進については、母子自立支援員による相談をはじめ、医療費助成や児童扶養手当の支給、ひとり親自立支援給付金による就労の促進に取り組んでいるが、未だひとり親家庭の貧困率が高いことなどから更なる支援が必要である。</p> <p>また、新たな子ども・子育て支援制度への移行を踏まえ、機構の改正を行い、幼稚園と保育所の窓口の一元化を図るなど幼児期の学校教育と保育を一体的に推進するための体制強化を図っている。</p>		

関連課		こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
児童福祉の充実	(1) 保育施設の整備・改善	・要保育児童の推移と地域の将来性を十分把握し、国施策の動向を的確に捉えるとともに延長保育、障害児保育といった多様化する保育需要に対応する保育施設の整備・改善等に努めます。	B
	(2) 子育て支援機能の充実	・地域子育て支援センターや保育所など子育て関連施設の機能を充実させ、民生委員・児童委員とともに地域との連携に努めます。	B
	(3) 家庭への子育て支援施策の拡充	・国における子育て関連施策の改革の方向を見定めながら、多様化する子育てニーズに対応できる支援施策の展開に努めます。	B
・乳幼児医療費助成制度を、適正な受益者負担のもとに就学前まで実施します。		A	
ひとり親家庭の自立の促進	・ひとり親家庭における福祉ニーズの把握に努めるとともに、相談体制の強化を図ります。	B	
	・就労、就学の促進や、医療費助成制度の確立、住宅補助・貸付制度の拡充を行うなど、経済的な自立の促進に努めます。	B	

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	117 国民健康保険の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度繰入れ以外の一般会計繰入金が縮減されています。</li> <li>・現年度分保険料収納率が90%台に回復しています。</li> <li>・医療費用が抑制されています。</li> <li>・健康診査等受診者数が増大しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業運営の安定化</li> <li>2 財政運営の健全化</li> <li>3 健康づくりの推進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>事業運営の安定化については、国・府の制度改正に対する的確な対応に努めてきたが、新たに社会保障制度改革が実施されるにあたり、国・府の動向を注視するとともに、制度改正への要望等を行うことにより、安定した事業運営の継続に努める必要があることから、引き続き、取り組む必要がある。</p> <p>財政運営の健全化については、レセプト点検の強化や保健事業の推進による医療費適正化を進めて歳出の抑制を図るとともに、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、収支両面からの一層の経営努力が必要である。</p> <p>健康づくりの推進については、平成20年度から開始した特定健康診査・特定保健指導が、平成24年度の第1期計画最終年度において受診率・受講率ともに目標値を下回っており、健診受診者と未受診者、保健指導受講者と未受講者を比較すると、受診者・受講者の方が医療費が低いという分析結果が出ていることから、今後一層の受診率・受講率向上に向けた取組が必要である。</p>		

関連課		国保年金課・保健医療課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1	事業運営の安定化	・国民健康保険事業の制度改正に向けた国の動向を注視するとともに、要望活動を継続実施します。	B
2	財政運営の健全化	・レセプト点検の強化や保健事業の推進による医療費適正化を進めて歳出の抑制を図るとともに、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、収支両面からの一層の経営努力を引き続き行います。	B
3	健康づくりの推進	・被保険者の健康を増進させるため関係機関との連携・協調のもと、地域社会が一体となった健康教育、疾病予防、健康相談等の保健施策を推進します。	B



<b>都市像</b>		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
	<b>施策</b>	118 国民年金の充実	
	<b>目指すべき姿</b>	・20歳到達者等（適用漏れ者）の適用率が向上しています。	
	<b>将来計画</b>	1 普及啓発と加入促進 2 受給権の確保	
	<b>施策の取組状況まとめ</b>	国民年金の普及啓発と加入促進については、年金事務所との連携を図りながら、年金制度の普及啓発・20歳到達者への適用勧奨に努めたが、引き続き、様々な機会を通じて普及啓発・加入促進に努めていく。 年金受給権の確保については、将来の無年金・低年金を防ぐため、窓口における相談業務の充実を図り、また、窓口の混雑緩和を図るなど改善に努めたが、引き続き、その充実を図っていく。	

<b>関連課</b>	国保年金課		
<b>将来計画</b>		<b>主な取組</b>	<b>取組状況</b>
<b>見出し</b>	<b>項目</b>		
1 普及啓発と加入促進		・年金事務所と協力連携を図りつつ、学習会、講座等の開催、広報活動を通じてより一層の年金制度の普及啓発に努めます。	B
		・特に年金制度を支える世代の年金に対する不信感の払拭と、20歳到達者等の完全適用に向け適用勧奨に努めます。	B
2 受給権の確保		・今後とも国との連携・協力を進めるとともに、窓口等における相談業務の充実を図り、年金受給権の確保に努めます。	B

<b>都市像</b>		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
	<b>施策</b>	119 勤労者福祉の充実	
	<b>目指すべき姿</b>	・雇用と労働環境の改善が図られています。	
	<b>将来計画</b>	1 勤労者福祉の向上	
	<b>施策の取組状況まとめ</b>	本施策については、勤労者や事業所への取組を中心に事業を行ってきたが、近年は就労支援にも重点を置いた事業展開を行っている。 しかしながら、雇用・就労については、経済状況の影響を受けやすく、国においても非正規雇用労働者の増大など新しい課題も生じている。 雇用・就労施策については本来、国が進めていくべきものであるが、国の施策に合わせて、本市の実情に応じた必要な施策を引き続き実施する。	

<b>関連課</b>		商工労政課	
<b>将来計画</b>		<b>主な取組</b>	<b>取組状況</b>
<b>見出し</b>	<b>項目</b>		
1 勤労者福祉の向上	(1) 雇用の安定	・事業所やハローワークなど関係機関との連携を更に強化し、雇用対策と勤労者福祉に関する制度の周知に努めます。 ・障害者雇用や男女雇用機会均等などの企業啓発を行い、雇用の機会・場の確保と創出に努めます。	B B
	(2) 情報提供の充実	・労働関係の情報収集の充実に努め、労働実態などの調査研究を行うとともに、啓発リーフレットの企業向け配布や広報誌による啓発、インターネットを活用した情報発信、労働相談や講演会の開催などにより、効果的な情報提供に努めます。	B
	(3) 労働環境の改善	・最低賃金の徹底、労働時間の短縮、週休2日制の普及・定着、定年退職年齢の延長など労働環境の改善を企業や国・大阪府などに働きかけます。	B
	(4) 事業所福祉共済制度（勤労者互助会）の充実	・勤労者とその家族に対する福利厚生の実施を大阪府や関係機関の協力を得て進めます。	B
	(5) 就労の支援	・技能習得のための講座や情報提供を充実させるとともに、関係機関、団体の実施する事業の有効活用などにより、能力開発や自己啓発のための機会を拡充し、未就労者、再就職・転職希望者の求職活動等に対する支援を推進します。	B

## 2 健康づくりの推進



都市像	1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
	12	健康づくりの推進
施策の大綱		すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかに暮らせるよう、生活習慣病の予防を中心に、市民の健康づくりの推進が求められています。 このため、保健・医療・福祉の連携による総合的な保健サービスの提供、また、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、市民の健康増進に努めます。
施策	121	保健・医療の充実
目指すべき姿		・すべての市民が、世代に応じた自主的な心と体の健康づくりに取り組んでいます。
将来計画		1 生涯保健の推進 2 地域医療の充実
施策の取組状況まとめ		高齢化の進展等により、扶助費や医療費等は増加し続けており、これらの適正化を図るとともに、市民の健康増進や健康寿命の延伸に向けて、各種健（検）診や各世代に向けた健康づくりに取り組んでいる。 特定健康診査や各種健（検）診の受診率向上、保健指導の利用率の向上に向けた取組のほか、保健師活動が効果的に実施できるよう、体制整備や保健指導の方法・内容等の検証を進めている。 また、健康づくりのための各種講座や食育推進事業を実施している。 母子保健サービスや感染症予防対策については、制度改正や社会情勢に対応しながら、着実に事業を実施してきた。 救急医療については、保健医療センター附属急病診療所において、市が行うべき初期救急を実施している。また、医師不足への対応や医療資源の有効活用を図るため、平成25年度から小児救急広域化を開始するとともに、「（仮称）三島地域総合救急医療センター」を核とした『総合的な救急医療システム』の構築に向けた取組を進めている。

関連課	保健医療課、高齢医療課、学校教育推進課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 生涯保健の推進	(1) 健康寿命の延伸	・市民一人ひとりが健康意識を高め、早い時期からよりよい生活習慣を身に付けることによって、疾病の予防を図ることができるよう、各世代に適した健康づくりに取り組みます。	B
		・行政、地域の諸団体、関係機関が連携して、生活環境の整備、情報提供、地域の健康ネットワークづくりを推進し、市民の健康づくりを支援します。	B
	(2) 生涯保健サービスの充実	・妊婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導などの母子保健サービスの充実を図ります。	B
		・学校における健康診査や体力づくり、思春期における保健サービスの充実を図ります。	B
	(3) 感染症予防対策の推進	・中高年者の健康づくり・介護予防対策としての健康診査や健康教育など老人保健サービスの充実を図ります。	B
2 地域医療の充実	(1) 救急医療体制の充実	・公衆衛生の向上と予防接種の推進を図り、保健衛生の知識の普及に努めます。	B
		・三島医療圏域における内科・小児科・歯科の初期救急医療体制の確保に努めます。	B
		・小児救急の充実については、二次救急医療の確保体制の中で、小児救急外来の整備・確保を図るとともに、三次救急医療機関との連携を深めます。	B
	(2) 在宅医療体制の充実	・かかりつけ医制度の推進、また、往診や訪問看護といった在宅医療体制の充実を努めます。	B



### 3 すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成





都市像	1	こころすこやか「福祉充実都市」の実現
	13	すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成
施策の大綱		<p>お互いの人権が尊重され、平和で差別のない、すべての人が共生できる社会の実現が求められています。</p> <p>このため、市民一人ひとりが、地域社会の担い手であることを自覚し、平和と自由を希求するとともに、差別や偏見をなくし、すべての市民の人権が尊重されるための施策を推進します。</p> <p>また、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を発揮できるように、あらゆる分野での男女共同参画に向けた施策を推進します。</p>
施策	131	恒久平和の実現と人権の尊重
目指すべき姿		<ul style="list-style-type: none"> <li>核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、市民が地域社会の中で互いに手を携えています。</li> <li>あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政施策が行われています。</li> <li>日常生活の中で人権尊重の精神が生かされ、人権意識が高揚しています。</li> <li>一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みが尊重され、促進されています。</li> </ul>
将来計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生命の尊さを守る非核平和社会の創造</li> <li>2 一人ひとりを大切にする人権に根ざした文化の創造</li> <li>3 個人情報保護への対応</li> </ol>
施策の取組状況まとめ		<p>非核平和社会の創造については、「非核平和都市宣言」の懸垂幕の通年掲示や非核平和展の開催により、啓発活動を継続的に実施している。</p> <p>人権意識の高揚を図る取り組みは、人権施策推進基本方針に基づき、さまざまな機会を捉えて人権教育・啓発を推進してきたが、女性、障害者、高齢者、子どもなどの命にかかわる人権侵害やインターネットによる人権侵害、犯罪被害者とその家族、自殺予防、原発事故に伴う風評被害など新たな人権問題も発生しており、今後とも継続的な啓発活動や人権侵害事象の相談・支援の取り組みが必要である。</p>

関連課		人権・男女共生課		取組状況
将来計画		主な取組		
見出し	項目	主な取組		取組状況
1 生命の尊さを守る非核平和社会の創造		・非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、非核平和の啓発活動に積極的に取り組んでいきます。		B
2 一人ひとりを大切にする人権に根ざした文化の創造	(1) 人権意識の高揚を図るための施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの人権教育・啓発の成果を発展させ、市民の人権意識を高揚し、人権問題の正しい理解と認識を培います。</li> <li>・家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて人権教育・啓発の推進に努めます。</li> </ul>		B
	(2) 人権擁護に関する施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の中で起こる様々な人権問題等に関する相談、権利の擁護や人権が侵害された場合の救済等、人権擁護活動の促進に努め、関係機関やNPO等との連携を図ります。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報の効果的な提供に努めます。</li> </ul>		B
3 個人情報保護への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、市民の自己情報管理権を含め適正管理に努めます。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護条例」を広報誌等により市民に周知を図ります。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修を通してその重要性についての意識向上を図ります。</li> </ul>		B

都市像		1 ころすこやか「福祉充実都市」の実現	
施策	132 男女共同参画社会の推進		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会等における女性委員の比率が高まっています。</li> <li>・男女共同参画への意識啓発が進んでいます。</li> <li>・男女の人権が尊重され、ともに能力を発揮しています。</li> <li>・女性の社会参画を支える条件が整備されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会における意思決定への女性の参画促進</li> <li>2 男女共同参画社会に向けての意識づくり</li> <li>3 男女共同参画を進める教育と学習の充実</li> <li>4 働く場における男女平等の推進</li> <li>5 仕事と家庭・地域生活の両立支援</li> <li>6 女性に対する暴力の根絶</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>茨木市男女共同参画計画に掲げた229の施策については、計画の終期である平成23年度末点でおおむね着手済みとなっており、数値目標として定めた付属機関等における女性委員登用状況についても、平成24年4月1日現在、目標値35%に対して、36.1%を達成した。</p> <p>しかしながら、社会慣習や就労、地域活動等においては男女の不平等感は解消されておらず、また、男性や子どもにおける男女共同参画や防災・減災・復興における男女共同参画、ワークライフバランスの推進など、新たな課題への対応のほか、DV防止と被害者支援の取り組みなどが必要であることから、平成24年6月に策定した第二次計画に基づき、引き続き計画的に施策を推進することが必要である。</p>		

関連課		人権・男女共生課、商工労政課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1	社会における意思決定への女性の参画促進	・男女の意見がともに反映されるよう、社会のあらゆる分野における意思決定過程に女性の参画を進めるための制度を整備するとともに、女性のエンパワメントを支援します。	B
2	男女共同参画社会に向けての意識づくり	・固定的な性別役割分担意識や男性優位の考え、男女の不平等な取り扱いなどがなくなるよう男女平等の意識づくりのための啓発活動を充実します。	B
3	男女共同参画を進める教育と学習の充実	・家庭、学校、地域における男女平等観、男女共同参画に基づいた教育や学習を充実します。	B
4	働く場における男女平等の推進	・職業生活と家庭生活との両立を可能にし、男女がともに個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択できるよう、事業者に働きかけます。	B
5	仕事と家庭・地域生活の両立支援	・社会における活動を男女がともに分かちあい、仕事と家庭や地域活動のバランスがとれた生活を送ることができるよう、両立のための環境整備や意識啓発の支援に努めます。	B
6	女性に対する暴力の根絶	・女性に対する暴力の防止と被害を受けた女性に対する支援に努めます。	B

## 第2章 暮らしやすらか「安心実感都市」の実現

### 1 災害に強いまちづくり



都市像	2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現						
	21	<p>災害に強いまちづくり</p> <p>火災・水害・地震などの災害から市民の生命と財産を守ることができる、より安全で快適な生活環境の形成が求められています。</p> <p>このため、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう、総合防災体制の強化とともに都市施設の耐震性の向上を図ります。また、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の結成と育成強化に努めるとともに、情報通信システムなどを活用した高機能防災ネットワークを確立し、災害に対する安全性を一層強化します。</p> <p>災害の未然防止の取り組みとして、安威川ダムの建設を促進するほか、市民の身近な自然空間である河川・水路の整備改善などを図り、人と自然との共生に配慮した治山・治水対策を進めます。</p> <p>消防救急については、増加する救急需要に対処するため、救急体制の高度化を図るほか、救命講習を推進し救命率の向上に努めます。</p>						
	<p>施策</p> <p>211</p> <p>防災体制の充実</p>	<p>211 防災体制の充実</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 770 434 958"> <p>目指すべき姿</p> </td> <td data-bbox="434 770 1434 958"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分たちの地域は自分たちで守る」意識が広まっています。</li> <li>・自主防災組織の結成率が向上しています。</li> <li>・市民がいつでも防災情報を得ることができます。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 958 434 1093"> <p>将来計画</p> </td> <td data-bbox="434 958 1434 1093"> <p>1 総合防災体制の強化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1093 434 1738"> <p>施策の取組状況まとめ</p> </td> <td data-bbox="434 1093 1434 1738"> <p>庁内の体制、計画については、危機管理監を設け、組織、体制を強化するとともに、地域防災計画の改定、業務継続計画の策定などを行っている。今後も、引き続き、計画に基づく対応がなされるよう、計画の徹底に努める。また、備蓄物資・資機材については、市内の適所に備蓄、配備し、備えている。さらに、防災行政無線のデジタル化など連絡・指示システムの強化を図った。</p> <p>今後は、業務継続計画の充実を図り、大規模災害時の対応の明確化、職員への徹底に努めることとしている。</p> <p>市民レベルでの体制については、自主防災組織の設立に努め、組織率が80%を超えるに至っている。一方で、住民の参加(防災訓練への参加状況等から)、意識の向上について課題が感じられる。</p> <p>このため、引き続き、啓発活動を行う。あわせて地域における要援護者対策の推進にも努めていく必要がある。災害時の避難所運営についても、多くの避難者の利用を想定し、住民による自主運営が円滑、適正に行われるよう必要なきめ細かな情報提供を行っていくべく取り組んでいるところである。</p> <p>これまでの取り組みを進めているが、ゴールは存在せず、不断の取り組みが必要であり、体制の強化・充実に努めていく。</p> <p>大規模災害時の体制の基本的な考え方は、まずは「自助」、「共助」であり、これが個人、地域で行われるような情報提供、啓発活動、自主的な取り組みへの支援を進める。また、「公助」の体制強化を継続的に進め、この3つが連携した体制としていく。</p> </td> </tr> </table>	<p>目指すべき姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分たちの地域は自分たちで守る」意識が広まっています。</li> <li>・自主防災組織の結成率が向上しています。</li> <li>・市民がいつでも防災情報を得ることができます。</li> </ul>	<p>将来計画</p>	<p>1 総合防災体制の強化</p>	<p>施策の取組状況まとめ</p>	<p>庁内の体制、計画については、危機管理監を設け、組織、体制を強化するとともに、地域防災計画の改定、業務継続計画の策定などを行っている。今後も、引き続き、計画に基づく対応がなされるよう、計画の徹底に努める。また、備蓄物資・資機材については、市内の適所に備蓄、配備し、備えている。さらに、防災行政無線のデジタル化など連絡・指示システムの強化を図った。</p> <p>今後は、業務継続計画の充実を図り、大規模災害時の対応の明確化、職員への徹底に努めることとしている。</p> <p>市民レベルでの体制については、自主防災組織の設立に努め、組織率が80%を超えるに至っている。一方で、住民の参加(防災訓練への参加状況等から)、意識の向上について課題が感じられる。</p> <p>このため、引き続き、啓発活動を行う。あわせて地域における要援護者対策の推進にも努めていく必要がある。災害時の避難所運営についても、多くの避難者の利用を想定し、住民による自主運営が円滑、適正に行われるよう必要なきめ細かな情報提供を行っていくべく取り組んでいるところである。</p> <p>これまでの取り組みを進めているが、ゴールは存在せず、不断の取り組みが必要であり、体制の強化・充実に努めていく。</p> <p>大規模災害時の体制の基本的な考え方は、まずは「自助」、「共助」であり、これが個人、地域で行われるような情報提供、啓発活動、自主的な取り組みへの支援を進める。また、「公助」の体制強化を継続的に進め、この3つが連携した体制としていく。</p>
<p>目指すべき姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分たちの地域は自分たちで守る」意識が広まっています。</li> <li>・自主防災組織の結成率が向上しています。</li> <li>・市民がいつでも防災情報を得ることができます。</li> </ul>							
<p>将来計画</p>	<p>1 総合防災体制の強化</p>							
<p>施策の取組状況まとめ</p>	<p>庁内の体制、計画については、危機管理監を設け、組織、体制を強化するとともに、地域防災計画の改定、業務継続計画の策定などを行っている。今後も、引き続き、計画に基づく対応がなされるよう、計画の徹底に努める。また、備蓄物資・資機材については、市内の適所に備蓄、配備し、備えている。さらに、防災行政無線のデジタル化など連絡・指示システムの強化を図った。</p> <p>今後は、業務継続計画の充実を図り、大規模災害時の対応の明確化、職員への徹底に努めることとしている。</p> <p>市民レベルでの体制については、自主防災組織の設立に努め、組織率が80%を超えるに至っている。一方で、住民の参加(防災訓練への参加状況等から)、意識の向上について課題が感じられる。</p> <p>このため、引き続き、啓発活動を行う。あわせて地域における要援護者対策の推進にも努めていく必要がある。災害時の避難所運営についても、多くの避難者の利用を想定し、住民による自主運営が円滑、適正に行われるよう必要なきめ細かな情報提供を行っていくべく取り組んでいるところである。</p> <p>これまでの取り組みを進めているが、ゴールは存在せず、不断の取り組みが必要であり、体制の強化・充実に努めていく。</p> <p>大規模災害時の体制の基本的な考え方は、まずは「自助」、「共助」であり、これが個人、地域で行われるような情報提供、啓発活動、自主的な取り組みへの支援を進める。また、「公助」の体制強化を継続的に進め、この3つが連携した体制としていく。</p>							

関連課		危機管理課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
総合防災体制の強化	(1) 地域防災計画の充実	・ 東南海・南海地震対策や短時間集中豪雨対策等について、課題を明確にして地域防災計画に反映させ、定期的に見直すなど、地域防災計画のより一層の充実を図ります。	B
	(2) 防災対策の充実	・ 地震や風水害の災害時における避難所、避難路の整備、緊急物資の確保、防災関係機関との協力体制の充実に努めます。	B
	(3) 自主防災の促進	・ 災害に備えて、災害時の行動や避難場所、家庭での飲料水・生活物資の備蓄など、防災知識の普及を図ります。	B
		・ 防災ハンドブックの見直しやホームページの活用により、市民の防災に関する意識のより一層の向上に努めます。	B
		・ 自主防災組織の結成を促進するとともに防災倉庫や防災資機材等を配備し、市民の自主的な防災活動を支援します。	B
	(4) 防災情報ネットワークの充実	・ 防災無線の多重化に努め、また、携帯電話やパソコンを活用し市民や防災関係機関と防災情報の共有化を図り、防災情報ネットワークの充実に努めます。	B
	(5) 災害弱者対策の推進	・ 災害時にも迅速かつ正確な安否確認ができるよう、地域における協力体制の推進に努めます。	B
		・ 障害者や高齢者等に配慮した避難所の整備を図ります。	B
(6) 自然災害以外の危機事象対策の確立	・ 各種危機事象の全体像の把握と市民の安全確保のための計画等の策定に努めます。	B	

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像		2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現	
	施策	212 災害対策の推進	
		目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭隘道路の拡幅整備が促進されています。</li> <li>・道路のネットワーク形成が促進されています。</li> <li>・道路構造物の耐震強化されている割合が増加しています。</li> <li>・道路台帳の整備が進んでいます。</li> </ul>
	将来計画	1 災害時の被害抑止対策	
	施策の取組状況まとめ	<p>道路については、橋梁の耐震診断、改修を進めているところである。下水道についても長寿命化の視点も含め、耐震化の促進に努めているところである。改修等が必要な施設が未だ多く存在している状況にあり、スピードアップを図ることが必要である。</p> <p>災害時の緊急交通路、避難路となる道路整備や狭隘道路の整備については、都市計画道路の計画的整備、細街路網整備事業により推進しているところである。地権者との交渉等の課題があるが、引き続き推進していく。</p> <p>市有建築物の耐震化は、H27年度の耐震化率目標の90%を達成。耐震化未着手の施設について対応を進める。また、道路付帯施設についても、現状を把握し必要な対策を講じる必要がある。</p> <p>民間建築物については、木造戸建住宅を対象に耐震化を促進(耐震改修補助制度)している。しかしながら、H27年度の耐震化率90%を達成するのは困難な見通しである。特に、共同住宅は、建て替えに際しての合意形成などの課題が存在することから、耐震化率は伸びない状況にある。</p> <p>国において耐震改修促進法の改正が行われ、特定建築物等の耐震診断、耐震改修の促進のための施策が進められており、市においても、耐震改修促進計画を変更し、沿道において耐震診断の義務化、診断結果の公表が必要な緊急交通路の指定を行い、診断に対する補助の拡充を図った(H26から実施)ところである。また、法改正に伴う耐震改修促進計画の見直しを行い、現在の課題を踏まえた新たな取り組みについて検討し進めていくこととしている。</p>	

関連課 都市政策課、審査指導課、建設管理課、道路交通課、建築課、下水道課、水道総務課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
災害時の被害抑止対策	(1) 狭隘道路の拡幅	・避難道路として、狭隘道路の拡幅整備に努めます。	B
	(2) 道路網の整備	・ネットワーク化された道路として、都市計画道路をはじめ市域内道路の整備を進めます。	B
	(3) 都市施設の耐震性の向上	・上下水道、電気、ガスのライフライン施設のほか、道路、橋梁等の道路構造物や建築物の耐震補強を図ります。	B
	(4) 道路台帳の整備	・道路台帳の境界点網図の整備を進め、災害後の境界復元を図ります。	B

都市像		2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現	
	施策	213 治山・治水の推進	
		目指すべき姿	・安威川水系の治水対策が進んでいます。
		将来計画	1 治山対策 2 治水対策 3 安威川ダム建設推進
	施策の取組状況まとめ	<p>安威川流域の治水対策の中核となる安威川ダムは、H25に転流工に着手、H26から本体工事に取りかかりH32年度完成、H33年度供用を目標としている。ダム事業の推進にあたっては、水源地域対策特別措置法に基づく整備等を進めているところ。ダムの完成や山間部における他のプロジェクトの進捗を踏まえ、ダム湖及び周辺の魅力向上に向けた取り組みを本格化させる必要がある。</p> <p>河川についても府において改修が進められ、50mm/h対応はほぼ完了した。</p> <p>一方、近年、短時間、局地的な豪雨が多く発生し、浸水被害の発生も見られる。雨水排水対策の一層の推進が必要である。</p> <p>土砂災害に対しては、知識の普及や大雨時での情報伝達体制の整備を進めてきた。今後、住民等による地域の点検や意識の向上を図るための方策(マップづくりなどを契機に)を進める。</p> <p>土砂災害防止法が改正されており、地域指定が進められているが、今後、移転等を促進する必要性が生じる可能性がある。</p>	

関連課		危機管理課、北部整備推進課、下水道課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
治山対策	(1) 土砂災害情報相互通報システムの整備	・土砂災害情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を図り、インターネット情報として市民に発信します。	B
治水対策		・各河川の改修を大阪府に強く要望します。	B
		・下水道整備と一体となった総合治水対策を図り、水路改修や維持管理に取り組みます。	B
		・調整池等の設置を促進するほか、長期的な視野に立って浸透ます等の設置を促進します。	B
安威川ダムの建設推進	(1) 安威川ダムの建設	・安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守るとともに、水と緑の空間の創造に寄与する安威川ダムの完成を促進します。	B
	(2) 地域整備の推進	・水源地域整備計画に基づき、関係地域の生活基盤や環境整備の推進に努めます。	B



都市像		2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現
施策	214 消防・救急体制の充実		
	目指すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生率が低下しています。</li> <li>・火災による死亡者が減少しています。</li> <li>・救命率が向上しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防体制の充実強化</li> <li>2 救急業務の充実強化</li> <li>3 火災予防の推進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>常備消防の体制、資機材については、計画的な整備を進めてきた。今後も、トンネル火災、水難事故、危険物等、多種多様化する事態を想定し、体制の充実、資機材の整備を進めていく必要がある。</p> <p>消防団については、市民生活の変化等を踏まえ、新たな視点での充実が必要であることから、消防団の受け持ち区域などについて協議を進めている。また、女性消防団員の登用など、時代の要請に応えた見直しを図っている。</p> <p>住民への防火・防災意識の向上を図ることが必要であることから、今後も自主防災組織との連携を図りながら継続していく。</p>		

関連課	消防救急救助課、消防警備課、消防警防課、消防総務課、消防予防課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
消防体制の充実強化	(1) 常備消防体制の強化	・市街地の拡大に応じた消防力の充実強化を図ります。	B
	(2) 施設・資機材の充実強化	・消防総合情報システムの高機能化を図ります。	B
		・消防等資機材の充実に努めます。	B
		・耐震性貯水槽等の消防水利の充実に努めます。	B
(3) 消防団の活性化	・消防団の計画的な教育・訓練を実施するとともに、多様な分野の活動と連携し、活性化を推進します。	B	
救急業務の充実強化	(1) 救急体制の高度化	・医療機関と密接な連携を図り、より高度な救急業務の推進に努めます。	B
		・救急救命士等の教育体制を充実させ、資質の向上に努めます。	B
	(2) 自主救護能力の向上	・救命講習を積極的に実施し、救命率の向上に努めます。	B
火災予防の推進	(1) 防火思想の普及と防火体制の確立	・多種多様な広報媒体を活用した防火思想の啓発と、防火訓練や防火講演等を通じて地域家庭における防火意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火体制の充実強化を推進します。	B
		・事業所等における防火管理者や危険物取扱者等の資質の向上を図り、事業所内における防火体制を確立します。	B
		・一般住宅については、消火器や警報器を設置するなど、火災予防対策を推進します。	B
	(2) 予防業務執行体制の強化	・高機能消防総合情報システムを活用し、予防査察業務体制を強化するとともに、違反処理事務の合理化を推進します。	B



## 2 暮らしを守る安全の確保



都市像	2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現
	22	暮らしを守る安全の確保
施策の大綱		<p>日々の生活において、安全で安心して暮らせることは、すべての市民の願いであり、誰もが安全でやすらかな市民生活が送れる地域社会の実現が求められています。</p> <p>このため、犯罪のない環境づくりに向けて、関係機関と緊密な連携をとりながら、地域ぐるみの防犯活動を推進し、日常生活における犯罪不安の要因の解消、犯罪発生防止や暴力追放に努めます。</p> <p>また、交通事故から市民の生命を守るために、交通安全思想の啓発・普及と交通安全教育の推進とともに、道路交通安全施設の計画的な整備と充実を図り、交通弱者にやさしい環境づくりを進めます。</p> <p>安全で豊かな消費生活を送ることができるよう、商品や契約に関する情報提供や消費生活上の様々なトラブルに対応する相談業務の充実にも努めるとともに、関係機関と連携して食の安全性の確保に努めます。</p> <p>上下水道については、施設の更新と耐震化を進め、より安全で安定した水の供給に努めるとともに、汚水処理及び雨水排水施設などの効率的な整備を推進します。</p>
施策	221	防犯対策の推進
	目 き 指 姿 す べ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪発生件数が全国平均を下回っています。</li> <li>・青少年の問題行動、補導件数等が減少しています。</li> </ul>
	将 来 計 画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防犯体制の充実</li> <li>2 防犯意識の高揚</li> <li>3 地域安全活動の促進</li> <li>4 環境の整備</li> <li>5 青少年育成組織・団体の活動の活発化</li> </ol>
	状 況 ま の 取 組	<p>暴力団排除条例の制定、防犯カメラの設置促進(補助制度の創設)、青色パトロール車でのパトロールなどの取り組みを進めてきている。</p> <p>茨木市安全なまちづくり推進協議会、防犯協会や青少年健全育成運動協議会と連携を進めてきた。今後も、関係機関との連携を強めていく。</p>

関連課	危機管理課、青少年課		
	将来計画	主な取組	取組状況
見出し	項目		
防犯体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報や啓発活動に努め、警察、防犯協会、学校、地域と連携して、暴力追放運動やひったくり撲滅運動、子どもを犯罪から守る運動などを積極的に推進することを通じて、全市的な防犯体制の充実に努めます。</li> </ul>	B
防犯意識の高揚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活の安全を確保するため、警察、防犯協会、学校、関係機関などと連携して、市民の防犯意識の高揚に努めます。</li> </ul>	B
地域安全活動の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での安全確保を図るため、交番の増設や重点的パトロールの実施など警察活動を要望するとともに、地域住民による自主的な防犯パトロールなどの地域活動を支援します。</li> </ul>	B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の危険箇所をまとめた地域安全情報を地域安全ニュースやインターネットを通じて提供します。</li> </ul>	B
環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の通行安全と犯罪防止のため、防犯設備の充実を図るとともに、新たな取り組みについても検討を進めます。</li> </ul>	B
青少年育成組織・団体の活動の活発化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・学校・地域社会の連携をより一層図ります。</li> </ul>	B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木警察や茨木少年サポートセンター等との連携をより一層図ります。</li> </ul>	B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校区ごとの青少年育成組織の充実に努めます。</li> </ul>	B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年や地域の青少年組織が地域活動に参加することを推進します。</li> </ul>	B

都市像		2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現
	施策	222 交通安全対策の推進	
	べき指す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故による死亡事故者が減少しています。</li> <li>・駅前周辺等の不法駐輪が排除され、駅前の美化が進んでいます。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路交通環境の整備</li> <li>2 交通安全思想の普及徹底</li> <li>3 総合的な駐車対策の推進</li> <li>4 自転車の安全性の確保</li> <li>5 道路交通秩序の維持</li> <li>6 交通事故被害者対策の推進</li> </ol>	
	施策の取組状況まとめ	<p>歩行者と車の分離(歩道の整備)を計画的に進めてきた。今後も、必要な箇所での整備を進める。</p> <p>近年は自転車による事故が多く発生している。一部区間で自転車通行帯の設置を行ったほか、自転車道の整備を進めているところである。</p> <p>安全な歩行空間の形成、自転車走行空間の整備は、「総合交通戦略」において今後の方向性を明らかにし、具体的な整備を進めるにあたって、「バリアフリー基本構想」「自転車利用環境整備計画」の策定に取り組む予定である。</p> <p>交通ルールの遵守、マナーの向上に向けて、講習会等を実施している。これまでの講習会に加え、新たに高校生を対象にした自転車マナー向上の取り組みを実施したところであり、今後も、対象、目的に応じた啓発活動を実施していく。</p> <p>なお、ルール遵守、マナー向上は、自動車運転者、自転車運転者だけでなく、歩行者においても必要なことであり、総合交通戦略においても検討した。</p>	

関連課		広報広聴課、建設管理課、道路交通課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
道路交通環境の整備		・緊急に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等により交通事故防止のための安全な道路交通環境を形成します。	B
		・道路交通の安全確保において、地域住民や職業運転者等の意見を道路交通環境の整備に反映させます。	B
交通安全思想の普及徹底		・交通事故の防止に関する技能や知識を、年齢に応じて段階的・体系的に生涯にわたり学習していく交通安全教育を進めます。	B
総合的な駐車対策の推進		・交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。	B
自転車の安全性の確保		・安全な自転車走行に資する交通空間の整備に努めます。	B
		・自転車利用者に対し、定期的な点検整備を受ける機運を醸成するとともに、点検整備の拡充を図ります。	B
		・付帯保険により被害者の救済に資することを目的とするTSマークの普及に努めます。	B
		・安全性が高く、万一、製品の欠陥による人身事故が発生した場合の被害者救済措置がついたSGマーク制度の普及に努めます。	B
		・夜間ライトの取り付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上に努めます。	B
道路交通秩序の維持		・事故多発路線における朝夕の街頭指導を強化し、子ども、高齢者等の交通弱者の保護誘導活動を推進するとともに、著しい速度超過、信号無視、飲酒運転、放置及び違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取り締まりの強化を警察に要望します。	B
		・暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、関係機関・団体と連携し、暴走族対策を推進します。	B
交通事故被害者対策の推進		・広報誌等の積極的な活用により相談制度の周知に努め、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。	B

都市像		2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現
施策	223 消費生活の質の向上		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活に対する市民の安心感が高まっています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>消費者教育・啓発の推進</li> <li>消費生活相談の充実</li> <li>自立した消費者の育成</li> <li>環境に配慮した消費生活への取り組み</li> <li>安全な食品の確保に向けた取り組み</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>消費生活相談に対する取り組みについては、相談体制の充実を行い、さらに複雑多様化する消費者問題に対応するため、相談員のスキルアップを継続的に図った。</p> <p>消費者教育啓発の推進及び消費者並びに消費者団体の育成に対する取り組みについては、専門相談員・指導員の能力を最大限に活用し、出前講座、セミナー、科学教室、通信教育などを中心に消費者及び特に高齢者の見守り者に対する教育啓発をこの10年間継続して実施しており、消費者個人・消費者団体としての能力アップには一定の効果があった。</p> <p>しかしながら、今日の高度情報化・国際化の進展により、相談内容も複雑・多様化してきており、まだまだ必要な人に必要な情報が提供されているとは言い難い現状である。今後は、ライフステージ（年齢）毎の特性に応じたきめ細かな関連施策との有機的な連携が必要となる。</p> <p>なお、環境に配慮した消費生活への取り組みについては、身近な廃棄物減量や省エネルギーなど、様々な分野の情報提供や啓発を行うとともに、体験できるイベント等を行うことで、より効果的に実施できた。</p>		

関連課				市民生活課、環境政策課	
将来計画		主な取組		取組状況	
見出し	項目				
消費者教育・啓発の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>通信講座、講演会や消費生活展の開催とともに、各種啓発資料の発行や地域への講師派遣など、幅広い消費者教育・啓発活動を展開します。</li> </ul>		B	
消費生活相談の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者問題の複雑化・多様化に対応するため、消費生活センターにおける相談・苦情・あつせん体制の充実を図ります。</li> </ul>		B	
自立した消費者の育成		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報の提供、被害の救済や消費者教育などの環境整備を図ります。</li> </ul>		B	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体の活動を支援し、消費者意識の高揚と自立した消費者の育成に努めます。</li> </ul>		B	
環境に配慮した消費生活への取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した消費生活に関する情報提供や啓発を図ります。</li> </ul>		B	
安全な食品の確保に向けた取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携により、安全な食品の確保に向けた情報提供や啓発を図ります。</li> </ul>		B	



都市像		2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現
施策	224 上下水道整備の充実		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域を上水道に統合し、効率的、安定的な給水がなされています。</li> <li>・新水質基準に適合した安全な水が供給されています。</li> <li>・地震等の災害に備えた耐震性の飲料水道施設が整備されています。</li> <li>・下水が「大阪湾流域別下水道整備総合計画」で定められた排出負荷量を満たしています。</li> <li>・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）と合併処理浄化槽等により、生活排水処理率が100%に近づいています。</li> <li>・市中心部の中央排水区で10年に1度の確率の降雨量にも対応できる雨水対策レベルに向上しています。</li> <li>・管渠、ポンプ場等の主要な施設の耐震性能が維持されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡易水道の上水道への統合</li> <li>2 水質の安全性確保</li> <li>3 水道施設の更新</li> <li>4 流域下水道の整備</li> <li>5 公共下水道の整備</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>簡易水道の上水道への統合は完了している。</p> <p>水道については、市民生活や都市機能を支えるライフラインであることから、将来にわたり安定した給水サービスを提供していくため、老朽化した管や施設の更新、耐震化を推進してきており、今後も進めていく。</p> <p>公共下水道(汚水)については、市街化区域での整備を終え、市街化調整区域においても生活環境の向上、公共用水域の環境保全のため、都市計画決定し整備を進めているところである。</p> <p>また、安威川ダム建設に関連して、ダムの流域においては「特定環境保全公共下水道」の整備を進めている。</p> <p>これにより、公共下水道処理計画区域内においての普及率(人口比)は99.2%に達しており、さらに、公共下水道の処理区域外では、市町村設置型合併処理浄化槽の設置を進めており、供用開始人口比で普及率21.9%に達している状況である。</p> <p>雨水排水は、近年の都市型の局地的な短時間集中豪雨により浸水被害が発生しており、その軽減を図ることが必要となっている。水路の改修、雨水管の設置などの排水対策を計画的に進めていく。</p>		

関連課	水道総務課、下水道課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
簡易水道の上水道への統合		・各簡易水道が予備水源を持たないなど、水源安定性が低いため、上水道統合を推進します。	A
水質の安全性確保		・新水質基準に対応した自己検査体制の整備や「大阪府市町村水道水質共同検査」の活用などにより、安全な水質の確保に努めます。	B
水道施設の更新		・十日市浄水場をはじめ、水道施設が老朽化していることから、順次更新を行います。	B
		・震災に備え水道施設の耐震化を推進します。	B
流域下水道の整備		・中央処理場及び高槻処理場における処理施設の高度化を図り、水質改善に努めます。	B
公共下水道の整備		・越流回数、水量、水質、衛生上の問題（大腸菌等）の実態を明確にし、その削減等の対策を講じ、合流改善事業を推進します。	B
		・生活排水処理を進め、下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域とのすみ分けを行います。	B
		・彩都周辺は流域関連公共下水道を、安威川ダム周辺は特定環境保全公共下水道を整備し、北部地域におけるその他の市街化調整区域は合併処理浄化槽等により、生活環境改善と公共用水域の水質改善を目指します。	B
		・中心市街地（中央排水区）では、総合的な雨水対策により、10年に1度の確率の降雨量にも対応できるものへとレベルアップを図ります。	B
		・下水道施設管理システムの機能高度化を図ります。	B

## 第3章 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現

### 1 環境負荷低減のまちづくり



都市像	3	未来はぐくむ「環境実践都市」の実現
	31	<p>環境負荷低減のまちづくり</p> <p>地球温暖化やオゾン層破壊をはじめとする地球規模での環境問題の深刻化と、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムへの反省から、自然環境の保全と都市の発展とを両立させる持続可能な活動の推進が国際的な緊急課題となっており、地域社会にもその対応・対策が求められています。</p> <p>環境負荷への低減に向けて、大気環境や水環境などの保全を図るとともに、廃棄物のリサイクルやエネルギーの効率的な利用による循環型社会の構築を積極的に推進します。</p> <p>日常生活や生産活動の中で、廃棄物・ごみの量を減らすリデュース（reduce）、繰り返し使うリユース（reuse）、再加工して原材料として利用するリサイクル（recycle）の3Rを基本とした貴重な資源の有効活用に取り組みます。</p> <p>限りある資源の有効活用と効率的なエネルギー利用に向けて、公共施設における省エネルギー化を推進するほか、市民や事業者の取り組みに対する支援を進めます。また、新エネルギーの活用や雨水利用の促進といった環境共生技術の導入を促進します。</p> <p>さらに、騒音・振動などへの環境対策の充実を図ることにより、市民が健康で安心して暮らせる生活環境の確保を図ります。</p>
	<p>施策の大綱</p> <p>311 環境保全の推進</p>	<p><b>目指すべき姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水、土壌等の環境が良好な状態に保持され、人の健康の保護と生活環境の保全がなされています。</li> <li>・事業者や市民による省エネルギー、太陽光発電等の新エネルギーの活用など、環境に配慮した事業活動やライフスタイルへの転換が進んでいます。</li> <li>・市有建物に太陽光発電設備等の新エネルギーシステムや省エネルギー機器、雨水利用等の環境共生技術の導入が進んでいます。</li> <li>・環境教育・環境学習により、市民一人ひとりが環境問題に対する理解を深め、地球にやさしい事業活動、環境保全のための意欲が増進し、自主的・積極的に行動しています。</li> </ul> <p><b>将来計画</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な地域環境の確保</li> <li>2 地球環境の保全</li> <li>3 環境に配慮した行動の確立</li> </ol> <p><b>施策の取組状況まとめ</b></p> <p>良好な地域環境の確保に関しては、「茨木市生活環境の保全に関する条例」を平成21年4月に施行し、同条例をはじめ公害関係諸法規の効果的な運用に取り組んだことにより、公害発生を未然に防止できている。その成果は、大気・水などの一般環境の状況にも反映されており、環境監視項目において概ね環境基準を達成している。</p> <p>地球環境の保全に関しては、公共施設へのエネルギー適正利用の促進を図るため、太陽光発電システムの設置、LED照明の導入や空調機器の効率的な運用等に努めたほか、市民や市内中小企業者への太陽光発電システムや燃料電池などの新エネルギー・省エネルギー設備の導入補助の取組を効果的に行ってきた。</p> <p>環境に配慮した行動の確立に関しては、環境教育ボランティアによる市民を対象とした講座や自然観察会を開催するなど、様々なテーマで環境教育・環境学習を行ったほか、環境家計簿の普及、省エネナビや緑のカーテンモニターを募集するなど、市民・事業者の環境配慮行動の促進に努めるとともに、市自らも「エコオフィスプランいばらき」に基づき環境に配慮した行動の率先実行に努めている。</p> <p>施策全体を見たとき、環境の「保全」は、良好な環境状態を維持することを目標としていることから、環境悪化を防止する取組を継続させることが肝要であり、また、市民の環境意識への高まりや環境問題の視点の多様化によって、今後も新たな展開が予想されることから、環境の保全に向けた施策を引き続き推進する必要がある。</p>

関連課		環境政策課、環境保全課、建設管理課、建築課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
良好な地域環境の確保		・環境の主要な構成要素である大気、水、土壌、地盤、音などを良好な状態で保全するとともに、有害化学物質等の新たな環境リスクへの適切な対応に努めます。	B
地球環境の保全		・地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題対策及びヒートアイランド対策として、市・市民・事業者のすべてが、地域における活動や国際的な取り組みの推進に日常的に努めます。	B
		・市有建築物の新築時には、採算性、市民啓発効果、その他設置効果等を検討した上で、新エネルギーシステム、省エネルギー機器等の導入を推進します。	B
環境に配慮した行動の確立		・市・市民・事業者が適切な役割分担のもとに協働して、事業活動及び日常生活において環境に十分配慮するなど自主的に行動することにより、環境教育・環境学習の推進、環境配慮行動の促進に努めます。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27.3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27.4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像		3 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現	
施策	312 資源の循環利用の促進		
	目指すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生量が減少しています。</li> <li>・ごみの再資源化率が上昇しています。</li> <li>・し尿収集体制が対象世帯数に応じて再編されています。</li> <li>・公共工事には、リサイクル材が優先して採用されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの減量化・再資源化の取り組み</li> <li>2 処理施設等の活用</li> <li>3 市有建築物についての環境負荷低減の取り組み</li> </ol>	
	施策の取組状況まとめ	<p>ごみの減量化・再資源化の取組は、平成18年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成19年4月から、ごみ袋の透明化、資源物の品目別収集及び古紙類の収集・再資源化を開始するとともに、月5トン以上の多量排出事業者に対して、減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出の義務化を図った。また、3R推進キャンペーンの実施や小学生を対象とする出前講座の実施など、ごみ減量化の啓発や環境学習を行い、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化に努めてきた。</p> <p>平成24年3月には、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行い、家庭系ごみのさらなる減量を図るため、古布及び化粧品びんを資源物に追加するとともに、粗大ごみを大型・小型に区分した新たな分別収集を平成26年4月から実施する。また、事業系ごみに関しては、搬入ごみ検査の実施による不適正ごみの持ち込み防止や、多量排出事業者の対象範囲を月3トン以上に拡大して廃棄物の発生抑制などの指導を行い、ごみの減量化・再資源化に努めた。</p> <p>なお、ごみ処理施設の活用については、経費削減のために省エネ機器の導入と設備改造を実施するとともに、運転方式を変更して発電効率を高めたことで売電による歳入が増加しているほか、平成19年度から中間改修工事を実施して延命化を図った。</p> <p>また、し尿収集については、収集箇所が点在していた市街地において、収集区域の再編により効率化を図った。</p> <p>建築物に係る環境負荷低減の取組については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の適正運用や巡回パトロールの実施、さらには「茨木市公共工事に係る環境配慮手順書」に基づく取組により、資材リサイクルの促進に努めるとともに、市有建築物の長寿命化を図るため、耐震補強工事の計画的実施や耐久性に優れた材料の採用を進めたほか、民有建築物に対しても、長期優良住宅・低炭素住宅認定制度の活用により、長寿命化と環境負荷の低減に努めた。</p> <p>現在は民間においてもスマート・コミュニティなどの事業取組が始まっており、本市としても、循環型社会の実現に向け、今後とも更なる施策を推進する必要がある。</p>	

関連課		環境政策課、環境事業課、審査指導課、建築課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
ごみの減量化・再資源化の取り組み		・家庭系ごみについては、広報誌等による啓発や廃棄物減量等推進員により、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めるとともに、新たな分別収集の方法や、ごみ収集・処理にかかる費用負担のあり方についても検討します。	B
		・事業系ごみについては、事業者責任の明確化と分別排出の促進を図るとともに、処理費用の適正な負担割合について検討します。	B
処理施設等の活用		・ごみ処理施設については、高温熔融処理方式の特性を活かし、残渣の再利用や熱利用による発電を継続するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。	B
		・し尿の収集・処理については、公共下水道が整備されていない地域において、今後も継続して実施します。	B
市有建築物についての環境負荷低減の取り組み	(1) 公共工事に対する資材の再資源化の促進	・公共工事について、今後も分別解体による資材の再資源化に努め、コンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材、残土等のリサイクルを促進します。	B
	(2) 建築物に対する長寿命化の促進	・市有建築物の外壁、屋根、内装等について、耐久性の高い材料の採用に努めるとともに、耐震補強が必要な建物には補強工事を実施し、建物の長寿命化を図ります。さらに、新築・増築の設計時においても建物の長寿命化に配慮した設計に努めます。	B



## 2 良好な環境の保全と創造



都市像	3 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現						
	<p>32 良好な環境の保全と創造</p> <p>うるおいとやすらぎに満ちた日常生活を送る上で必要不可欠な自然環境を保全するとともに、市民レクリエーションや景観面、防災面などに配慮した緑の配置と誰もが親しめる美しい都市環境づくりを進めます。</p> <p>本市の北部地域や丘陵地域には、自然公園や保安林、近郊緑地保全区域などに指定された豊かな緑が存在します。これらを中心とした都市近郊の森林や身近な里地里山は、市民のレクリエーションの場、多様な野生生物の生息空間として、また、慣れ親しんだ自然景観、田園景観としても貴重であり、その保全を図ります。</p> <p>市民生活にうるおいとやすらぎを提供する公園・緑地については、市街地における豊かな緑環境づくりに向けた整備と適正配置に努めます。また、市、市民、事業者が一体となって公有地や民有地の緑化を推進するとともに、安威川、茨木川、佐保川、勝尾寺川の河川や元茨木川緑地、茨木鮎川線をはじめとする道路を、水と緑の軸としたネットワーク化を念頭に関連事業の連携により整備を進め、日常生活においていつも緑を感じることできるまちづくりを進めます。</p> <p>魅力あふれる都市景観づくりについては、産業活動や市民生活を反映して創出される地域の個性や文化の香り漂う景観の保全・創造に努めます。商業・業務系を中心とした地域での活気あふれる賑わいのある街並み景観の創出と、居住地域での緑豊かで親しみがある落ち着いた景観づくりを進めます。</p>						
施策	<p>321 うるおいのある緑と水辺の形成</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 808 435 1039">目指すべき姿</td> <td data-bbox="435 808 1434 1039"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北摂山系の自然生態系及び里山景観が保全され、多様な生物種が保全されています。</li> <li>・季節を実感する都市自然及び緑の景観が形成されています。</li> <li>・水と緑の資源、歴史・文化的資源、自然体験空間及び野生生物の生育空間がネットワークとして構成されています。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1039 435 1167">将来計画</td> <td data-bbox="435 1039 1434 1167"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな自然環境の保全・創出と活用</li> <li>2 緑の都市空間の保全・再生・創出</li> <li>3 緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1167 435 1688">施策の取組状況まとめ</td> <td data-bbox="435 1167 1434 1688"> <p>都市公園については、西河原公園(総合公園化)の拡張整備、彩都西公園の供用、岩倉公園(近隣公園)の整備などを進め、市民一人当たりの公園面積は4㎡を超えた。法で目標の6㎡/人には達していないが、整備は相当進捗している。一方で、長期未着手公園については、その必要性、整備の緊急性を判断し、今後見直すこととしている。</p> <p>山間部等においては、大阪府が自然公園として指定した区域を中心に「茨木市里山保全構想・基本計画」を策定し、保全、整備を図っている。</p> <p>また、安威川ダム周辺整備(水と緑の整備を基本、ワークショップ開催中)や新名神整備等の効果を活かした総合的な魅力向上策の検討を進めている。</p> <p>市民等による取り組みを進めるため、山間部では、里山保全への参加(里山センターの整備、森林サポーター養成講座の実施)支援、上記里山保全構想、基本計画を策定し、ボランティアと協働により推進した。</p> <p>市街地部を中心に、生け垣助成、花と緑の街角づくりなどの施策を実施、そのほか、イベント等で花と緑のまちづくりに対する意識向上につながる取り組みを実施した。</p> </td> </tr> </table>	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北摂山系の自然生態系及び里山景観が保全され、多様な生物種が保全されています。</li> <li>・季節を実感する都市自然及び緑の景観が形成されています。</li> <li>・水と緑の資源、歴史・文化的資源、自然体験空間及び野生生物の生育空間がネットワークとして構成されています。</li> </ul>	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな自然環境の保全・創出と活用</li> <li>2 緑の都市空間の保全・再生・創出</li> <li>3 緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築</li> </ol>	施策の取組状況まとめ	<p>都市公園については、西河原公園(総合公園化)の拡張整備、彩都西公園の供用、岩倉公園(近隣公園)の整備などを進め、市民一人当たりの公園面積は4㎡を超えた。法で目標の6㎡/人には達していないが、整備は相当進捗している。一方で、長期未着手公園については、その必要性、整備の緊急性を判断し、今後見直すこととしている。</p> <p>山間部等においては、大阪府が自然公園として指定した区域を中心に「茨木市里山保全構想・基本計画」を策定し、保全、整備を図っている。</p> <p>また、安威川ダム周辺整備(水と緑の整備を基本、ワークショップ開催中)や新名神整備等の効果を活かした総合的な魅力向上策の検討を進めている。</p> <p>市民等による取り組みを進めるため、山間部では、里山保全への参加(里山センターの整備、森林サポーター養成講座の実施)支援、上記里山保全構想、基本計画を策定し、ボランティアと協働により推進した。</p> <p>市街地部を中心に、生け垣助成、花と緑の街角づくりなどの施策を実施、そのほか、イベント等で花と緑のまちづくりに対する意識向上につながる取り組みを実施した。</p>
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北摂山系の自然生態系及び里山景観が保全され、多様な生物種が保全されています。</li> <li>・季節を実感する都市自然及び緑の景観が形成されています。</li> <li>・水と緑の資源、歴史・文化的資源、自然体験空間及び野生生物の生育空間がネットワークとして構成されています。</li> </ul>						
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな自然環境の保全・創出と活用</li> <li>2 緑の都市空間の保全・再生・創出</li> <li>3 緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築</li> </ol>						
施策の取組状況まとめ	<p>都市公園については、西河原公園(総合公園化)の拡張整備、彩都西公園の供用、岩倉公園(近隣公園)の整備などを進め、市民一人当たりの公園面積は4㎡を超えた。法で目標の6㎡/人には達していないが、整備は相当進捗している。一方で、長期未着手公園については、その必要性、整備の緊急性を判断し、今後見直すこととしている。</p> <p>山間部等においては、大阪府が自然公園として指定した区域を中心に「茨木市里山保全構想・基本計画」を策定し、保全、整備を図っている。</p> <p>また、安威川ダム周辺整備(水と緑の整備を基本、ワークショップ開催中)や新名神整備等の効果を活かした総合的な魅力向上策の検討を進めている。</p> <p>市民等による取り組みを進めるため、山間部では、里山保全への参加(里山センターの整備、森林サポーター養成講座の実施)支援、上記里山保全構想、基本計画を策定し、ボランティアと協働により推進した。</p> <p>市街地部を中心に、生け垣助成、花と緑の街角づくりなどの施策を実施、そのほか、イベント等で花と緑のまちづくりに対する意識向上につながる取り組みを実施した。</p>						

関連課		農林課、都市政策課、北部整備推進課、公園緑地課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
豊かな自然環境の保全・創出と活用		・北摂山系においては、生態系の維持や水源涵養、防災、景観の保全、自然体験の場等の整備を進めます。	B
		・農地、雑木林、水辺等の様々な自然資源を有する里地・里山で、地域文化の伝承と多様な生物の生育空間と田園空間の保全を進めます。	B
		・ダム湖周辺や第二名神自動車道の建設計画において自然環境や生態系の保全に配慮し、水と緑の地域資源を活かしながら、魅力ある景観を形成し、レクリエーション拠点として質の高い空間の形成に努めます。	B
緑の都市空間の保全・再生・創出	(1) 都市近郊の緑地の保全	・鉄道沿線、高速道路、インターチェンジ等における緑化を促進します。	B
		・リバーフロントの景観の創出を図り、市民の憩いとふれあいの場の整備を推進します。	B
	(2) 身近な緑の保全・整備	・道路、歩道、公園、広場などの身近な公共空間の緑の保全を進め、緑の街路や水辺の整備、及び寺社林の保全を図り、ふれあいや憩いの場の貴重な自然を守ります。	B
		(3) シビックセンターの緑の景観の創出	・地域の公共空間、都市施設、歴史的施設、民有施設など、中心市街地の多様な機能を総合的に結ぶ公園的整備と活用を進めます。
	・立体都市公園や借地公園の整備を進め、地域住民主体の緑のまちづくりを進めるとともに、沿道や街角におけるワークショップ等により、まちのガーデン化を進めます。	B	
緑空間が持つ特性を活かしたネットワークの構築		・北摂山系や里地里山の多様な自然資源、河川やダム湖等の水辺空間、寺社林や雑木林等の貴重な緑、公園・緑地を結ぶネットワークの整備を進めます。	C
		・中心市街地の緑化空間や歴史的建造物、文化施設、アメニティ施設を巡る小回遊ルート、近郊の緑地、森、田園、水辺等を巡る中回廊ルート、北摂山系を巡る大回遊ルートとこれらを連携させるネットワークの整備を進めます。	D

都市像		3 未来はぐくむ「環境実践都市」の実現	
施策	322 都市景観の保全と創出		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観は市民にとって身近なものである、という共通の理解が深まっています。</li> <li>・行政と市民が一体となって、長期的に景観整備に取り組んでいます。</li> <li>・都市景観整備基本要綱に基づく都市景観整備地区の指定が拡充されています。</li> <li>・高質な公共空間と民有地の利用とが一体となった都市景観が広がり、そこでは、公共部分の管理も民間が行うなど、公民が協力して景観づくりが進んでいます。</li> </ul>	
	将来計画	1 魅力的な景観の創出 2 推進体制の確立	
施策の取組状況まとめ	<p>4次総計策定時は、景観法が制定されておらず、茨木市都市景観整備要綱による取り組みを前提に記載している。H16の景観法の制定に伴い、景観行政団体として、法に基づく景観計画を策定し、景観条例の制定・施行を行っており、法に基づく景観行政を進めている。</p> <p>また、多く発生していたマンション紛争の状況を踏まえ、周辺地域との調和を図るため、都市計画高度地区を変更し、絶対高さ制限を設けるなど、制度、運用で大きな進展をみた。なお、高さ制限については、単に高さを抑えるというのではなく、周辺に配慮した建築物に対する制限緩和措置を設けており、良好な計画を誘導するインセンティブを内包した制度としている。</p> <p>また、地区計画や景観協定等を活用して、用途だけでなく屋根の形、テレビアンテナの設置制限などきめ細かなルールを定め、地区の特性を活かした環境を維持、形成している。</p> <p>H25年1月には、大阪府から事務委譲を受け、屋外広告物に関する事務を市において行っている。</p>		

施策	322	都市景観の保全と創出		取組状況
将来計画		主な取組		取組状況
見出し	項目			
魅力的な景観の創出		・大規模建築物等に対する景観面からの指導を更に推進し、全市的な建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観の創出を図ります。		B
		・都市景観整備地区の指定と拡充を図り、地区の特性を活かした景観づくりを進めます。彩都についても、都市景観整備地区の拡充を図ります。		B
		・公共施設の建設に際して、オープンスペースを確保し、質の高いデザインや周辺の景観や環境との調和に努めます。		B
推進体制の確立		・大阪府及び近隣市町との情報交換や技術交流などを通じて、北大阪地域の調和と個性ある景観の保全と創出に努めます。		B
		・ゆとりとうるおいのある環境づくりを目指して、公共空間と民間空間が一体となった良好な街並みの形成を誘導します。		B
		・良好な街並みを、市民共有の空間として市民と連携しながら保護・育成します。		B
		・市街地開発において、土地所有者等と連携して、建築物の用途、形態などをあらかじめ定め、地区計画制度を積極的に活用します。		B
		・美観誘導を積極的に推進するため、表彰制度を拡充するとともに、都市景観の質的向上に向けて、継続的な広報・啓発活動及び市民参加の促進を図ります。		B



## 第4章 活力あふれる「生活躍動都市」の実現

### 1 活力のある産業振興のまちづくり





都市像	4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現
	<p>41 活力のある産業振興のまちづくり</p> <p><b>施策の大綱</b></p> <p>本市は住宅都市としての顔だけでなく、雇用機会と所得を生み出す商工業都市としての顔を持っていることが特長です。市民生活の躍動感、様々な産業活動と大いにかかわっています。</p> <p>1980年代後半から企業の海外展開は急速に進んでいますが、国内は産業の空洞化ばかりが進んでいるわけではありません。生産の場としても物やサービスが消費される市場としても、日本国内とりわけ都市部は見直されてきており、本市においても製造業の生産活動や研究開発活動は盛んに行われています。</p> <p>産業振興を進めるまちづくりとして、活気ある企業と多彩な就業者に魅力を感じさせる都市とすることが大切になります。魅力を輝かせるために、企業や人の集積とネットワークを活かした施策を推進します。</p> <p>開発が進みつつある彩都を含め、研究活動に良好な環境を提供するために、特に公的機関と民間機関との連携がとれた研究が進められる場所として魅力を高めていきます。</p> <p>また、本市が有する歴史遺産、レクリエーション拠点、産業観光施設などの観光資源を積極的に活用し、多くの来訪者を迎え、人々が交流する活力あるまちづくりを進めます。</p> <p>本市の小売業は、郊外都市の特性から購買力の市外流出の傾向は以前から見られました。流通業の構造変化や業態間競争のもとで、小売業の縮小が大きな問題となっています。多くの小売業が立地し「まちの顔」となっている中心市街地は、市民生活を支えており、様々な活動の舞台でもあります。中心市街地の衰退傾向は市民生活にとって大きな問題です。魅力回復のためには、住む・働く・遊ぶが一体となった生活への対応と、人々が楽しく散策し、集う、回遊性の確保が欠かせません。交通環境の整備とともに、地区での交流を盛んにする取り組みを事業者や市民、関係諸団体と連携して推進します。</p> <p>卸売業では、市民生活とのかかわりをこれまで以上に重視し、市場そのものの魅力の向上を目指します。</p>
	<p><b>施策</b> 411 商工業の振興</p> <p><b>目指すべき姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを活用した商業のネットワーク化が図られ、効率的に必要な商品の提供を受けることができる状況になっています。</li> <li>・特色のある商業地が形成され、来街者は楽しみながら買物ができ、大いに賑わっています。</li> <li>・中心商業地区の特性に応じた総合的・計画的な整備が進み、そこに住み、働き、憩える場が形成され、親しまれ利用されています。</li> <li>・大学・研究機関からの技術移転等、産学の活発な交流が図られ、企業の新分野への進出、技術力の向上が図られています。</li> <li>・内外から人と企業を呼び込み、交流が活発化し、市内企業の技術力等の高度化・高付加価値化が進んでいます。</li> <li>・創業が促進され、市内の中小企業や地域経済への波及効果により活気があふれています。</li> </ul> <p><b>将来計画</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小売業の振興</li> <li>2 卸売及び流通業務の振興</li> <li>3 新たな企業活動の促進</li> <li>4 地域との調和ある発展</li> </ol> <p><b>施策の取組状況まとめ</b></p> <p>小売業の振興については、特色のある商業地の形成を目指し、商店街活性化のための補助制度の整備や創業の促進、小売店舗の改装支援など、魅力向上に向けたさまざまな施策を実現してきており、特に中心市街地の活性化に向けては、各商店街や商工会議所、観光協会、青年会議所、大阪府などのまちづくり活動を行なう様々な主体が、地域コミュニティ施設（茨木にぎわい亭）を利用して連携を進めるとともに、それぞれがにぎわいを継続的に創出する取組を進めてきた。</p> <p>また、インターネットに構築した産業情報サイトを市内事業所の情報発信のツールとして活用してもらうなど、地域情報のネットワーク化に努めた。</p> <p>さらに、中心市街地の新たな核形成を想定しての用地取得や渋滞緩和のための道路整備を推進したほか、JR茨木、阪急茨木市両駅前の再整備及び回遊性を高めるための方策についての検討を進めている。</p> <p>新たな企業活動の促進については、平成19年度から企業担当職員による市内企業の個別訪問や相談のワンストップ化などの支援活動を行なったほか、用途地域の変更や企業立地奨励金制度の周知活動により、彩都への新たな立地や市内企業の新たな設備投資等による継続操業などに一定の成果が出てきている。また、製造業の事業所数及び従業者数が減少傾向にあることへの対応として、成長産業と見込まれるライフサイエンスや新エネルギー分野の進出企業等に対する特区税制を創設することで成長が見込める産業の集積を進めており、今後、市内産業への波及効果も期待されているところである。</p> <p>これらの取組により一定の効果は見られるものの、引き続き、商工業の振興に向けた施策展開が必要である。</p>

関連課		商工労政課、都市政策課、道路交通課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
小売業の振興	(1) 中心市街地活性化	・経営相談や融資制度の活用を図るとともに、活気と賑わいのある商店街づくりを目指す商業団体への支援を強化します。	B
		・滞留性を高めるため、魅力ある商店街として、個性ある店舗や専門性の高い店舗などの創出を図ります。	B
		・人々が楽しく散策し、集う、回遊性のある商業地区づくりに努めます。	B
		・市民・商業者が利用する地域コミュニティ施設への支援を充実します。	B
		・関係団体と連携して、個性ある店舗・業種の誘致を図ります。	B
		・来街者への憩いの空間の提供や地域と密着した賑わいを創出するイベント等を支援します。	B
		・商店街などにおいて、イベント企画や運営などにかかわる人材、リーダー育成、若手事業者や後継者などの人材育成に努めます。	B
		・中枢管理、商業・業務、文化・情報等の各種機能を備えた特徴を活かし、シビックセンターとして各機能が調和し、総合的に発展できるまちづくりを目指します。	B
		・シビックセンターとしての都市構造の強化を図り、生活道路への通過交通の進入を防ぎ、渋滞を緩和するため、幹線道路の交通軸について整備を推進します。	B
		・「交流・情報発信」をキーワードに、様々な人や情報が交流できるまちづくりを進めます。	B
	・地域の住民や商業者、さらに学生や大学の参加による、地域の活性化に向けたまちづくり活動へ支援を進めます。	B	
	(2) 商業のネットワーク化	・インターネットを使った地域情報のネットワーク化を推進します。	B
	(3) 生活文化型商業の推進	・大型店の立地に際しては、周辺環境への配慮など地域の実情を勘案した対応に努めます。	B
		・アメニティ豊かな魅力ある商店街づくりに努め、市民のニーズに柔軟に対応します。	B
・高齢化の進展、人々のゆとりや豊かさ志向、環境への関心の高まりなどに対応する地域ニーズに即した商業活動の推進に努めます。		B	
(4) 創業者支援	・地域経済の活性化に向けて、新しく事業を始める方を支援します。	B	
(5) 商店街内の環境整備による来街性の向上	・徒歩や自転車由来街しやすい環境づくりの推進を図ります。	B	
	・ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりの推進を図ります。	B	
	・関係機関と連携して、はみ出し店舗や路上駐輪等の解消に努めます。	B	
	・商店街と周辺施設等の連携を促進し、駐車・駐輪場や休憩所、公衆トイレなどの設置を行い、来街環境の向上に努めます。	B	
卸売及び流通業務の振興	・北大阪流通センター及びその周辺を物流と物流情報の総合センターとして施設や環境の整備を促進するとともに、消費者と生産者をつなぐ情報管理・情報提供を行うことができる交流の拠点づくりなどについて関係者と協議を進めます。	B	

関連課		商工労政課、都市政策課、道路交通課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
新たな企業活動の促進		・生活者の視点に立った商品・サービスの開発を行う研究部門の育成や、企業・研究機関・大学が相互に協力して情報交換、技術交流等を図る体制づくりを支援します。	B
		・初期市場（情報通信関連分野・バイオ関連産業・環境関連分野・健康福祉関連分野）の創出で豊かな生活・地域につながる新たな産業分野の立地を促進します。	B
		・経済の国際化に対応した企業活動・協力が展開できるよう、関係機関と連携を図ります。	B
地域との調和ある発展		・景観に配慮した建物や外部空間の整備、施設の一般開放や地域との交流、教育・文化やスポーツへの企業の参加などを通じて、地域との共存を図り、調和ある発展を推進します。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像		4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
施策	412 観光の振興		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源の魅力が広く内外に発信され、多くの来訪者を迎え人々の交流が生まれています。</li> <li>・観光振興の波及効果によってにぎわいが創出され、まちが活性化しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光資源の発掘と育成</li> <li>2 誘客宣伝事業の強化</li> <li>3 推進体制の整備</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>観光協会では観光資源を積極的に活用し各種イベントを積極的に開催しているが、十分とはいえまだまだ進展の余地がある。市においてはイルミネーションイベントにより、夏のフェスティバルだけでなく、冬にもにぎわい創出の工夫をしているが、安威川ダム完成に向けて、ダム湖周辺の「水と緑」の環境資源を活かしたレクリエーション拠点の形成を図るとともに、新名神高速道路の整備による効果も活かし、北部地域全体の魅力向上を図ることが必要と考え、検討を進めている。</p> <p>忍頂寺スポーツ公園やキリシタン遺物史料館などはスポーツ・レクリエーションの拠点となり、東海自然歩道や茨木自然歩道などの利用を促進している。</p> <p>観光資源をネットワークで結ぶ回遊性を重視した観光コースの設定については、歴史街道推進協議会、西国街道連携ワーキング会議など他市や報道関係者とのネットワークにより企画や広報を行っている。</p> <p>観光パンフレットや観光ガイドブックについては観光協会が中心となって作成しているほか、インターネットなどを通じて情報の発信・提供に努めている。また、本市を訪れた人を案内する観光ボランティアについては、観光協会が主体となり取り組んでいる。</p>		

関連課		文化スポーツ課、農林課、公園緑地課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1	観光資源の発掘と育成	・川端康成旧邸宅、キリシタン遺物、郡山宿本陣などの歴史遺産を誘客資源として積極的に活用します。	B
		・忍頂寺スポーツ公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として、東海自然歩道や茨木自然歩道などの利用を図ります。	B
		・都市と農村の交流施設「見山の郷」をグリーンツーリズムにも積極的に活用します。	B
		・事業所見学の受け入れを支援し、産業観光としての集客を図ります。	C
		・「茨木フェスティバル」など、各種イベントの開催に努めます。	B
		・東奈良遺跡、西国街道、東海自然歩道などの観光資源をネットワークで結び、回遊性を重視した観光コースを設定します。	B
2	誘客宣伝事業の強化	・本市を訪れ、楽しく滞在できるよう案内標識や説明板などの施設整備に努めます。	B
		・観光パンフレットや観光ガイドブックを作成するほか、インターネットなど様々なメディアを通じて観光情報の発信・提供に努めます。	B
		・本市を訪れた人を快く案内する観光ボランティアの育成に努めます。	B
3	推進体制の整備	・市民主導の観光事業を推進する中心的役割を果たせるよう、観光協会などの民間活力の育成に努めます。	B
		・市・市民・産業界が一体となって、多様な取り組みが推進できるよう、連絡・協議体制の充実に努めます。	B

## 2 地域特性を活かした農林業振興



都市像	4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現						
	<p>42 地域特性を活かした農林業振興</p> <p><b>施策の大綱</b></p> <p>本市は市域が南北に長く伸び、北部では森林と田畑が連なる農村的な景観が見られ、四季折々の変化が眺められます。市街地とその周辺における農地は減少傾向にあるものの、農産物の生産の場としてだけでなく、都市における緑地空間としての貴重な役割を担っています。</p> <p>これらの農地、森林資源を維持し、農林業を振興するために重要なことは、担い手の確保であり、そのためには生業として安定した営みができるよう、多面的な施策の展開が必要となります。</p> <p>大消費地に近い有利な立地条件を活かし、市場や消費者ニーズの変化に適応した付加価値の高い農産物を生産・販売する仕組みづくりに農家や農林業関係諸団体と連携して取り組むとともに、環境と調和した持続的な生産方法である環境保全型農業を促進します。</p> <p>また、農林業への理解と地域農林産物の地域での消費を進めるため、都市と農村の交流を推進します。</p>						
	<p><b>施策</b> 421 農林業の振興</p> <table border="1" data-bbox="363 712 1434 1525"> <tr> <td data-bbox="363 712 435 947"><b>目指すべき姿</b></td> <td data-bbox="435 712 1434 947"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農条件が向上し優良農地が保全され、高度利用・省力化が進んでいます。</li> <li>・農村生活水準が向上し、地域住民の定住化率が向上しています。</li> <li>・各地域の労働力に応じた多様な担い手の育成が進んでいます。</li> <li>・都市と農村の交流活動が盛んで、地産地消の農業振興が進んでいます。</li> <li>・「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備が進んでいます。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 947 435 1104"><b>将来計画</b></td> <td data-bbox="435 947 1434 1104"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業生産基盤の整備</li> <li>2 農村生活環境の整備</li> <li>3 農業の振興</li> <li>4 森林整備の推進</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1104 435 1525"><b>施策の取組状況まとめ</b></td> <td data-bbox="435 1104 1434 1525"> <p>基盤整備に対する取組については、農道の拡幅や用排水路、溜池等の改修、また地域農業活動拠点における生活排水処理施設の設置により、営農条件の改善や快適な生活環境が創出されている。</p> <p>つぎに、農業の振興においては、担い手の確保、遊休農地の解消、有害獣による農作物被害の防止等に対して取り組み、各種施策の効果をしっかりと発現させた。また、環境保全型農業や都市と農村の交流活動では、エコ農産物の生産支援や地産地消を推進することで順調に効果を上げており、振興施策全般ではほぼ目的を達成した。しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足や遊休農地の発生等の諸問題は解決が困難であり、今後も施策展開が必要である。</p> <p>一方、森林の整備としては、里山保全構想及び基本計画策定後に、モデル地区において森づくり事業を効果的に実施しており、また里山保全についても、森林ボランティアの活動拠点となる茨木市里山センターを開設し、市民ボランティアの育成と市民参加や企業参入による森づくりを推進した。</p> </td> </tr> </table>	<b>目指すべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農条件が向上し優良農地が保全され、高度利用・省力化が進んでいます。</li> <li>・農村生活水準が向上し、地域住民の定住化率が向上しています。</li> <li>・各地域の労働力に応じた多様な担い手の育成が進んでいます。</li> <li>・都市と農村の交流活動が盛んで、地産地消の農業振興が進んでいます。</li> <li>・「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備が進んでいます。</li> </ul>	<b>将来計画</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業生産基盤の整備</li> <li>2 農村生活環境の整備</li> <li>3 農業の振興</li> <li>4 森林整備の推進</li> </ol>	<b>施策の取組状況まとめ</b>	<p>基盤整備に対する取組については、農道の拡幅や用排水路、溜池等の改修、また地域農業活動拠点における生活排水処理施設の設置により、営農条件の改善や快適な生活環境が創出されている。</p> <p>つぎに、農業の振興においては、担い手の確保、遊休農地の解消、有害獣による農作物被害の防止等に対して取り組み、各種施策の効果をしっかりと発現させた。また、環境保全型農業や都市と農村の交流活動では、エコ農産物の生産支援や地産地消を推進することで順調に効果を上げており、振興施策全般ではほぼ目的を達成した。しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足や遊休農地の発生等の諸問題は解決が困難であり、今後も施策展開が必要である。</p> <p>一方、森林の整備としては、里山保全構想及び基本計画策定後に、モデル地区において森づくり事業を効果的に実施しており、また里山保全についても、森林ボランティアの活動拠点となる茨木市里山センターを開設し、市民ボランティアの育成と市民参加や企業参入による森づくりを推進した。</p>
<b>目指すべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農条件が向上し優良農地が保全され、高度利用・省力化が進んでいます。</li> <li>・農村生活水準が向上し、地域住民の定住化率が向上しています。</li> <li>・各地域の労働力に応じた多様な担い手の育成が進んでいます。</li> <li>・都市と農村の交流活動が盛んで、地産地消の農業振興が進んでいます。</li> <li>・「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備が進んでいます。</li> </ul>						
<b>将来計画</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業生産基盤の整備</li> <li>2 農村生活環境の整備</li> <li>3 農業の振興</li> <li>4 森林整備の推進</li> </ol>						
<b>施策の取組状況まとめ</b>	<p>基盤整備に対する取組については、農道の拡幅や用排水路、溜池等の改修、また地域農業活動拠点における生活排水処理施設の設置により、営農条件の改善や快適な生活環境が創出されている。</p> <p>つぎに、農業の振興においては、担い手の確保、遊休農地の解消、有害獣による農作物被害の防止等に対して取り組み、各種施策の効果をしっかりと発現させた。また、環境保全型農業や都市と農村の交流活動では、エコ農産物の生産支援や地産地消を推進することで順調に効果を上げており、振興施策全般ではほぼ目的を達成した。しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足や遊休農地の発生等の諸問題は解決が困難であり、今後も施策展開が必要である。</p> <p>一方、森林の整備としては、里山保全構想及び基本計画策定後に、モデル地区において森づくり事業を効果的に実施しており、また里山保全についても、森林ボランティアの活動拠点となる茨木市里山センターを開設し、市民ボランティアの育成と市民参加や企業参入による森づくりを推進した。</p>						

関連課		農林課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1	農業生産基盤の整備	・農用地の整備については、残された面整備可能地区に圃場整備を導入し、農道、用排水路等の整備を進めるとともに、農業施設の適切な維持管理を支援します。	B
2	農村生活環境の整備	・生活道路網や、生活排水処理の施設整備を進めます。	B
3	農業の振興	(1) 担い手の確保	・大阪府・農業委員会・農業協同組合との連携のもと、生産性・収益性の高い作物の奨励や栽培技術、経営知識の普及や営農指導を行い、農産物の高品質化を推進し、担い手の確保育成に努めます。
		(2) 利用集積の推進	・営農活動の支援や農地の流動化を推進し、農地利用集積等の効果的な事業展開を図ります。
		(3) 環境保全型農業の推進	・減化学肥料や減農薬栽培の普及を目的としたエコ農産物の生産や資源循環型の土づくりなどの環境保全型農業を推進します。
		(4) 都市と農村の交流活動の推進	・「見山の郷」をはじめ朝市・青空市などの産地直売や都市住民を対象とした各種イベントを支援します。
		・棚田の保全活動の一環として、遊休農地を活用した体験農業や農業学習を推進し、都市住民の農業に対する理解と関心を深めるとともに、地元農家との交流を進めます。	B
		・憩いやレクリエーションを目的とした、都市住民が気軽に参加できる市民農園や芋掘り園等の観光農業を推進します。	B
4	森林整備の推進	(1) 森林の多面的機能の発揮に配慮した整備	・市民ニーズに応える公益的機能に配慮した森林整備を府立自然公園区域の整備と連携して推進します。
		(2) 市民参加による里山保全	・森林ボランティア団体を中心とした市民参加型の森づくりを推進します。



### 3 快適な生活・住環境の確保



都市像	4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現
43	<p>快適な生活・住環境の確保</p> <p><b>施策の大綱</b></p> <p>本市が住み・暮らし・憩い・学び・遊ぶ場として活力あふれる「生活躍動都市」となりうるために、快適で魅力的な住宅と生活・住環境を確保することは、最も基本的な事柄の一つです。</p> <p>物的な生活・住環境は一つひとつの住宅と、道路や公園、上下水道など必要な各種都市施設との集積によって形づくられます。また、各々の住宅が優れたものであったとしても、それらが集積したときの環境は必ずしも良好なものとはならないことがあります。</p> <p>これらに留意し、住宅供給のほとんどを占める民間住宅がより優れた質を確保し、また「まちづくり」と連携したものとして供給されるよう誘導するとともに、地域や地区ごとにきめ細かな配慮をした将来像を描き、これに見合うよう生活・住環境を整備します。</p> <p>また、生活・住環境は、時々形づくだけでなく、計画的・持続的に管理することが重要です。既に形成された市街地の環境を維持し、より良いものに改善を進めるとともに、優れた歴史的・伝統的街並みや集落空間の保存に努めます。さらに、物的な環境条件にとどまらず、地域で求められる生活像に根ざした生活や暮らしのルールづくりを促進します。</p>
施策	<p>431 都市計画の推進</p> <p><b>目指すべき姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりが、市民の参画を得て進められています。</li> <li>・協働のまちづくりを支える仕組みが整備されています。</li> <li>・自律した市民によるまちづくり活動が活発に展開されています。</li> </ul> <p><b>将来計画</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な都市整備と分権時代の都市計画の推進</li> <li>2 環境との調和</li> <li>3 地域特性を活かした個性と魅力あるまちづくり</li> <li>4 参加と協働のまちづくりの推進</li> <li>5 時代の変化に対応したまちづくり</li> </ol> <p><b>施策の取組状況まとめ</b></p> <p>計画的な都市づくりを進めることが本市の都市計画行政の基本であり、この基本的な考えに基づき、区域区分の変更、土地区画整理事業の決定、用途地域、高度地区などの地域地区の変更、地区計画の決定などを行ってきた。また、このベースとなる都市計画マスタープランを市民参加によりH19に策定した。なお、都市計画マスタープランは、第5次総合計画に合わせて改定作業を進めている。</p> <p>土地区画整理事業については、組合施行の島、真砂・玉島台の事業は完了した。民間施行の茨木ヒルズ、安威川については、地区計画等を活用し、良好な戸建て住宅地の形成を誘導している。</p> <p>また、近年、大規模工場の移転が連続したが、地域の特性や今後の社会に求められる機能実現につながる新たな土地利用について調整し、見通しがついたところである。これらの計画を適正に進め、本市の魅力と都市機能の向上を図る。</p> <p>駅前、整備後、相当期間を経過していること、バリアフリーなどの機能を備えていないこと、ビルについては耐震性を有していないことなどの課題がある。JR東口はすでに事業化段階にいたっているが、他の区域においても、周辺での計画との連携を図りながら、計画検討を進めていく。</p> <p>個々の開発や建築行為に対しては、法、要綱等による適正な指導を継続する。本市独自の制度である細街路網計画を今後も推進するとともに、要綱で定めている施設整備基準についても適宜見直し、良好な計画を誘導していく。</p>

関連課 都市政策課、審査指導課、市街地新生課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 広域的な都市整備と分権時代の都市計画の推進	(1) 広域的視点からの都市計画の推進	・ 広域的な視点から都市機能の充実を進め、府、近隣自治体と連携した取り組みを更に強化します。	B
	(2) 地域の視点からの都市計画の確立	・ 多様化するニーズや、地域の特性を活かしながら、地域のまちづくりを進めるという視点から都市計画行政を進めます。	B
2 環境との調和	(1) 計画的な土地利用の推進	・ 地域住民等の理解と参加による土地区画整理事業を今後も積極的に推進します。	B
	(2) 無秩序な開発の抑制	・ 住宅・市街地の適切な開発誘導を今後も進め、開発にあたっては、緑空間の確保や配置に留意した指導に努めます。	B
	(3) 環境負荷の低減を考慮した都市づくり	・ 既存の機能を活かし、連携した機能を配置するなど、効率的な都市機能の維持・増進に努めます。	B
3 地域特性を活かした個性と魅力あるまちづくり	(1) まちづくりルールの作成促進	・ 関係住民の主体的な取り組みを基本に、目指すべき市街地像の確立と、それを実現するための制度として、地区計画を活用したまちづくりを進めます。	B
	(2) 都市機能が調和したまちづくりの推進	・ 住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地が、相互に連携し、総合的な機能を有するまちづくりを進めます。 ・ 各地域の特性や機能が十分発揮できる環境を整え、複合的な市街地の形成なども考慮して、市街地の魅力の向上に努めます。	B B
4 参加と協働のまちづくりの推進	(1) 計画策定段階からの参加システムの確立	・ 都市建設や維持にかかわるすべての主体が、まちづくりに責任を持ち、共通の目標のもと、まちづくりの当事者としての責任を分かち合い、それぞれの役割を実行できる環境を整えます。	B
	(2) まちづくり活動への支援	・ 住民主体のまちづくりへの支援を更に充実させます。	B
	(3) 都市計画制度の活用	・ 市民やNPOが主体的に都市計画に参加できる都市計画提案制度の適切な運用に努めます。	B
	(4) 民間活動との協調	・ 公共施設の整備に当たっては、周辺地域のまちづくりと一体となり、良好な地域環境の形成につながるよう努めます。	B
5 時代の変化に対応したまちづくり	(1) 計画性と柔軟性を持ったまちづくり	・ 既存制度の運用方法の研究や新手法の導入を進め、時代の変化に対応したまちづくりを柔軟な発想により展開します。	B

都市像		4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
施策	432 新しいまちづくり		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩都のまちづくりが、市民の参画を得ながら、計画的に進められています。</li> <li>・良好なコミュニティに支えられた自律した市民によるまちづくり活動が広がっています。</li> <li>・自然と人とが共生する都市環境を備えた彩都のまちびらきにより市としての魅力が高まっています。</li> <li>・彩都の新市街地と周辺地域のインフラ整備が進み、既成・周辺地域の市街地とが一体となってまちづくりが進んでいます。</li> <li>・彩都西部地区ライフサイエンスパークでライフサイエンスの国際拠点が形成されています。</li> <li>・彩都中部地区カルチャーパークで国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点が形成されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 彩都の快適で良好な都市環境の形成</li> <li>2 彩都のまちづくりの方向</li> <li>3 大阪モノレール彩都線の延伸</li> <li>4 西部地区ライフサイエンスパークの形成</li> <li>5 中部地区カルチャーパークの形成</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>西部地区は、順調に整備が進み、本市域においてはインフラ整備はほぼ完了し、宅地の利用が今後進められる区域が一部残っている状況である。</p> <p>中部地区は、土地利用の見通しを立てたうえで、URが事業着手している。UR保留地については、すでに物流施設の立地が確定しており、事業を促進する。</p> <p>東部地区は、土地区画整理事業区域から除外され、新たな事業者を定め、事業化を図る必要がある。彩都協を中心に取り組みを進めているところであるが、土地利用としては新名神の整備を考慮するなど柔軟に対応する必要がある。都市計画変更(用途地域など)も想定している。</p> <p>企業立地に関しては、ライフサイエンスパークはほぼ立地完了、西部地区の施設導入地区は国際総合戦略特区に位置づけられ、企業立地を促進することとしている。一部で特区認定を受けたライフサイエンス系の企業やデータセンターの立地が確定(データセンターは特区認定はされない。)している。</p>		

関連課		商工労政課、北部整備推進課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 彩都の快適で良好な都市環境の形成	(1) 都市軸の形成	・彩都の骨格となる彩都中央線とモノレールが彩都の交通網の主軸を形成し、西部・中部・東部の3地区を結びます。	B & D
	(2) 緑地軸の形成及び公園・緑地の整備	・彩都の西部・中部・東部の各中央部を「緑の軸」が貫き、この軸に沿って公園・緑地を配置します。河川も親水性の高い空間として水辺環境の再生により、自然と人との共生を図ります。	B & D
	(3) アメニティ軸の形成	・西部・東部の2地区に西センター、東センターと連続し、業務やサービス、文化施設などが配置されたメインストリートを連ね、賑わいにあふれた空間を創出します。	B & D
2 彩都のまちづくりの方向		・周辺地域の整備や既成地域との連携と適切な役割分担により、市域全体に活力を与え、市域の調和ある発展を目指します。	B
		・必要性の高い公益施設の整備を進め、住宅建設を促進します。	B
3 大阪モノレール彩都線の延伸		・平成19年春に西部地区の西センター駅(仮称)まで開業し、その後西センター駅(仮称)から、中部地区、東部地区への延伸の促進に努めます。	B & D
4 西部地区ライフサイエンスパークの形成		・彩都西部地区ライフサイエンスパークにおいて、医薬基盤研究施設及び彩都バイオインキュベータ施設を核とし、企業立地支援制度を活用してベンチャー企業等の誘致を積極的に展開します。	A
5 中部地区カルチャーパークの形成		・中部地区のカルチャーパークを国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点として位置付け、情報・文化・教育・研修の分野を中心にその具体化を図ります。	D

都市像		4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
	施策	433 道路・交通体系の確立	
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の利用と、人、自転車等の徐行交通との利用が区分され、双方に利用しやすい交通環境が整っています。</li> <li>・都市計画道路茨木松ヶ本線と、府道茨木寝屋川線の整備が進み、市街地中心部の東西交通の混雑が緩和されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域交通網の整備による連携・交流</li> <li>2 市域交通網の整備</li> <li>3 交通結節点及び周辺の整備</li> <li>4 交通政策の確立</li> </ol>	
	施策の取組状況まとめ	<p>広域的な幹線道路の整備促進(新名神)、彩都関連都市計画道路(茨木箕面丘陵線)ダム付け替え(都市計画道路耳原大岩線)の整備促進に努めてきた。一方で、市内中心部への通過交通流入を軽減する茨木寝屋川線については、未着手である。</p> <p>市施行の都市計画道路は、沢良宜野々宮線等を整備するとともに、茨木松ヶ本線、西中条奈良線の整備を進めているところである。併せて、立命館大学の開学を踏まえ、JR駅前の再整備や連絡する道路整備を進めている。</p> <p>市道についても鋭意整備中である。</p> <p>公共交通については、JR新駅(仮称JR総持寺駅)の整備を決定し、すでに施工段階にある。阪急総持寺駅付近の高架化は進展していない。</p> <p>バス、タクシーは、総合交通戦略協議会で、公共交通の充実をテーマに関係者参画のもと検討し、バスの乗り換え利便性の向上を図るなどの施策を位置づけている。</p> <p>モノレール(彩都線)は、中部地区の状況、東部地区の進展次第である。</p> <p>阪急茨木市、JR茨木駅前、JR東口は具体化、JR西口は調査段階、阪急駅前、市街地改造ビルの建て替えとも関連させながら、地権者とともに検討を進めている。</p> <p>道路の維持管理が今後大きな課題になる。施設の状況(舗装、橋梁、擁壁、法面、トンネル)だけでなく道路内に設置されている付帯施設(街路灯、標識、カーブミラーなど)の管理をシステム化する必要がある。</p>	

関連課 都市政策課、北部整備推進課、市街地新生課、道路交通課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 広域交通網の整備による連携・交流	(1) 国土幹線・広域幹線道路との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二名神自動車道建設事業の促進に努めます。</li> <li>・広域的な道路骨格を形成し、中心地域や生活道路への通過交通の流入抑制にもつながる、府道の整備を促進します。</li> </ul>	B
	(2) 広域的施設へのアクセス整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発施設へのアクセスとなる道路やモノレールの整備を促進し、施設の広域的利用と研究開発機能の交流を推進します。</li> </ul>	B
	2 市域交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内幹線道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地中心部の茨木松ヶ本線、西中条奈良線、畑田太中線、阪急茨木駅島線並びに総持寺太田線、阪急南茨木駅平田線を計画的に整備し、市内交通の円滑化を推進します。</li> <li>・幹線道路の整備にあたって、歩車道の分離、街路の緑化、交通安全施設の設置などを進めるとともに、沿道環境の保全や福祉のまちづくりに十分配慮します。</li> <li>・幹線道路相互を結ぶ補助幹線道路については、地域のネットワークと交通処理に資する道路及び地域の生活に密着した道路として、安全・便利・快適で福祉にも配慮した整備に努めます。</li> <li>・環境負荷の小さな都市構造のための都市計画道路として環状道路を形成し、円滑で機能的な交通処理を実現します。</li> </ul> </li> <li>・歩いて暮らせるまちづくり・自転車利用を重視したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・人優先を配慮した市街地内交通に向けて、幅員構成の見直しや歩行者空間の創出、ゆとり環境の創造を図ります。</li> <li>・環境にやさしい身近な交通手段として自転車の利用促進を図ります。</li> <li>・歩行者専用道路や歩行者を優先したコミュニティ道路、自転車道、ショッピングモールなどの整備を進め、都市施設を結ぶ歩行者空間ネットワークの形成を図ります。</li> <li>・既存の生活道路における機能に応じた拡幅、交差点の改良、歩車道の分離等の安全対策や緑化、歩行者自転車通行を考慮した歩道等の整備を推進します。</li> <li>・すべての人が安心して利用できるよう、福祉に配慮した整備・改善に努めます。</li> </ul> </li> <li>(3) バス路線網等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法の改正により、平成14年2月から需給調整規制が廃止されましたが、道路整備にあわせて空白地域への路線バス網の再編整備に努めます。</li> <li>・JR東海道本線及び阪急京都線各駅前におけるバスターミナルの充実に努めます。</li> <li>・バスを補完する交通手段としてのタクシーのサービスを関係機関と連携して展開します。</li> </ul> </li> <li>(4) 駐車場・駐輪場の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺等における公共駐車場の整備充実に努め、あわせて商店街等における民間駐車場の整備を促進するとともに、徒歩圏における自転車利用の抑制に努めます。</li> </ul> </li> </ul>	B
3 交通結節点及び周辺の整備	(1) 駅前の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人々が利用し、多様な機能が集中する駅周辺を、「地域の顔」「生活の中心的存在」と位置付け、「賑わい、美化、交通便利」の向上を図り、地域の活性化とイメージの向上につなげます。</li> </ul>	B
	(2) 総持寺駅付近の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道により分断された総持寺駅周辺について、鉄道高架化に関する協議を継続して進め、総合的なまちづくりの実現に取り組みます。</li> </ul>	C
4 交通政策の確立		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとっての選択性ある安全・便利・快適で環境面や福祉面にも配慮した交通体系の実現を目指して、計画的・体系的な交通政策の確立を図ります。</li> </ul>	B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で円滑な交通の確保を目指し、関係機関と連携して交通運用の改善に取り組みます。</li> </ul>	B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進と市域内のバリアフリー対策に努めます。</li> </ul>	B

都市像		4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
施策	434 生活・住環境の整備		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的住宅における高齢者・障害者向けにバリアフリー化された住宅の割合が向上しています。</li> <li>・ 住宅ストックの有効活用が促進されています。</li> <li>・ 地球環境と共生する建築物が増加しています。</li> <li>・ 住宅に関する情報が拡充されています。</li> <li>・ 地域の住環境を守り育てるためのルール（地区計画、建築協定など）を定める地区が増えていきます。</li> <li>・ 細街路等整備事業の推進を図り、良好な居住環境が創出されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 魅力ある居住環境の整備</li> <li>2 住環境を守り育てる基盤（人）づくり</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>市街地における住環境（景観、まちなみ等）を守り、育てるため、建築物の絶対高さ制限の導入、景観法に基づく景観計画の策定、景観条例の制定、施行を行った。また、地区レベルでの建築物の用途、形態を誘導する地区計画、景観法に基づく景観協定などの制度を活用し、住環境の維持・保全を進めている。特に、既成市街地においては、新たなルールづくりにあたっての合意形成が必要であることから、市から専門的なアドバイス等の支援を行うことで、これを促進し、地区計画の決定に至っており、成果を上げている。</p> <p>開発や建築行為に際しては、道路、公園等の公共施設の整備の指導と細街路整備事業、生活道路整備事業により施設整備の促進を図っている。面的に整備されるものではないが、長年の取り組みは評価されている。</p> <p>住環境と個々の住戸という点からは、周辺環境に悪影響（外部不経済）を与える建築物の存在が課題になりつつある。その多くは管理不全につながる空き家であり、人口減少社会、高齢化の進行、一人住まいの状況から、今後の行政課題として対応について検討し取り組んで行く必要がある。</p> <p>個々の住宅レベルについては、前記の管理不全住宅（空き家等）の対策に加え、老朽化した共同住宅の建て替え（もしくは大規模修繕（耐震化含む））も課題である。適切な維持・管理がなされるようマンション管理組合によるネットワーク組織が設立されているが、建て替え要件（同意率）、費用負担などの課題があり、啓発を継続するとともに、支援のあり方を検討する時期にきている。</p> <p>また、バリアフリー新法及び府条例に基づく指導（建築基準法関係規定）が法的拘束力を有することになったことから、条例対象建築物のバリアフリー化が促進されている。</p> <p>中古住宅の流通促進は、今後の社会において大きなテーマとなるが、評価システムなど整理すべき事項が残されており、国での検討が進んでいる。今後とも、国の動きなどを見守る。（空き家対策にも関連）</p> <p>公営住宅については、府営住宅の建て替えが進んでおり、余剰地の処分（福祉等の公益機能を有する施設等を誘導）もなされている。市営住宅については、ストック活用計画を策定する中で、将来計画について検討を進めてきており、今後活用を図っていく。</p>		



関連課		都市政策課、審査指導課、建築課、障害福祉課、高齢介護課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 魅力ある居住環境の整備	(1) 公的住宅の整備・充実	・老朽化した公的住宅を計画的に建替・改善等の整備が行われるよう大阪府、大阪府住宅供給公社、都市再生機構との連携を図り整備・充実に努めます。	B
		・市営住宅（旧地域改善向住宅）の適切な維持管理に努め、良好なストック形成を図ります。	B
		・グループホームの活用等により、高齢者や障害者の在宅を可能にする住まいづくりに努めます。	B
	(2) 民間住宅の整備・充実	・老朽マンションの建替の促進や民間住宅の良好な住宅ストックの形成を目指し、市民の協力を得て、細街路等整備計画により基盤の整った区画道路網整備を図り、良質な住宅地の形成に努めます。	B
		・地域の特性に見合った良好な民間住宅のストックの形成に努め、大阪府等によるバリアフリー化等への支援制度の活用を促進します。	B
		・福祉のまちづくり指導要綱等に基づきバリアフリーに配慮した住宅整備の啓発・誘導に努めます。	B
		・中堅所得者層の住宅ニーズに対応した、民間活力による高齢者向け特定優良賃貸住宅の供給の促進に努めます。	B
		・市民の合意と相互協力による地区計画、建築協定、総合設計制度の活用を促進します。	B
		・中高層建築物を建築する際には、建築紛争の未然防止や建築防災の強化、違反建築の防止等、景観に配慮した建築指導の充実に努めます。	B
		・良好で魅力的な街区形成につながるよう、民間の創意工夫による総合設計制度の活用を促進します。	C
	(3) 多様な住宅ニーズへの対応	・大阪府、大阪府住宅供給公社、都市再生機構と連携して、高齢者向け優良賃貸住宅やシルバーハウジング、コレクティブハウジング等の供給の促進に努めるとともに、ユニバーサルデザインを採用した住宅の普及を促進します。	B
		・省資源・省エネルギー等に配慮した環境共生住宅の啓発・普及に努めます。	B
		・今後、分譲マンションの大規模改修や建替の増加に伴う住まいづくりに対する相談機能の充実を図ります。	B
		・魅力ある居住環境整備の推進のため、将来的な住宅施策の方向等を示す計画の策定を目指します。	B
	(4) 住まいに関する情報提供	・公的住宅やマンション等の住まいに関する情報提供に努めます。	B
		・賃貸住宅の登録・閲覧制度の推進を図り、登録住宅を対象とした滞納家賃補償制度、借家人本人一代限りの借家契約である終身建物賃貸借制度の啓発・普及に努めます。	B
		・シックハウス対策に配慮した住宅の啓発・普及に努めます。	B
(5) ルールの活用	・市民の合意と相互協力による地区計画、建築協定の活用を促進します。	B	
2 住環境を守り育てる基盤（人）づくり	(1) 自律した市民のまちづくり意識の向上	・住環境づくりにかかわる地域住民や事業所など、様々な主体の意識の啓発に努め、まちを愛する意識を育てます。	B
	(2) まちづくり支援の充実	・地域住民等による住環境の保護、育成などの自律的な取り組みに対し、必要な支援を行い、活動の促進を図ります。	B

都市像		4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
施策	435 都市の美化と環境衛生の推進		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄物やごみのポイ捨て等のないまちの美観が保たれています。</li> <li>・斎場施設の充実が図られています。</li> <li>・飼い主のモラルが高揚しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境美化等の推進</li> <li>2 美化意識の向上</li> <li>3 斎場の充実</li> <li>4 人と動物が共生する社会づくり</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>環境美化の推進については、不法屋外広告物の撤去や美化パトロールの強化などの実施により清潔で美しい地域環境を保持しつつ、市民等の環境美化意識の向上を図るため、関係団体等の協力により、環境美化キャンペーンを実施した。また、主要駅前公衆便所において、経年劣化による老朽化が進んでいたため、快適に利用できるよう順次一部洋式便所への改修や照明関係のLED化を行った。さらに、路上喫煙防止対策では、条例施行後、マナー推進員の指導・啓発等により、喫煙率は大幅な減少となった。</p> <p>斎場の充実については、簡素・低廉な葬儀を執行するために、市営葬儀業務を実施し、近年市民の要望の多い小規模な葬儀が行えるよう式場の整備を行った。また、施設の維持管理においては、その特殊性から大規模な修繕等ができないが、市営葬儀・火葬業務を円滑に行うためにその施設の維持管理に努めている。</p> <p>人と動物が共生する社会づくり（飼い犬登録・動物愛護）については、法令に従い狂犬病予防関連事務を実施した。また、犬・猫のふん尿対策については、所有者不明猫を世話をする団体の登録とその団体に対する避妊去勢助成範囲を拡大し、みだりな繁殖の抑制と動物愛護意識の高揚に努めた。さらに、イエローカード作戦で、飼い主に対するモラルの向上に努め、実施自治会等からは、効果があったとの声もある。</p> <p>こうしたことから、施策全体での目指すべき姿は概ね達成できていると判断するが、引き続き、環境美化の推進については、快適な生活環境を確保するため、環境美化や市民のマナー意識の向上を図る施策を推進する必要がある。</p>		

関連課				市民生活課、市民課、環境事業課	
将来計画		主な取組		取組状況	
見出し	項目				
1	環境美化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化活動を市民・企業全体に広げるとともに、不法屋外広告物の除去や監視体制の強化などの不法投棄対策を更に推進します。</li> </ul>		B	
2	美化意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な生活環境を維持していくためには、市民一人ひとりの環境美化意識を高めることが大切なことから、関係諸団体と連携を図り、有効な啓発をより一層推進します。</li> </ul>		B	
3	斎場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告別式場と火葬場の整備を進めます。</li> </ul>		B	
4	人と動物が共生する社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主の義務と責任について啓発に努めます。</li> </ul>		B	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体と連携を図り、人と動物が共生できる社会づくりに努めます。</li> </ul>		B	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防注射や飼い犬登録の促進に努めます。</li> </ul>		B	

## 第5章 個性かがやく「文化創造都市」の実現

### 1 生涯を通じた生きがい活動の推進



都市像	5 個性かがやく「文化創造都市」の実現
51	生涯を通じた生きがい活動の推進
施策の大綱	<p>すべての市民が、生涯を通じて生きがいを磨き育てることのできる学習環境、文化・スポーツ環境の整備を行います。</p> <p>生涯学習については、多様化する市民ニーズに的確に対応する学習機会の創出、拡充や相談体制の充実を図ります。生涯学習センターなどにおける講座プログラムや図書館・公民館事業の一層の充実を図るなど、市民の学びへの意欲を支援し、計画的な生涯学習の推進に努めます。また、事業の企画・運営に関して、市民の積極的な参加と協力を求め、市民が主体となった生涯学習活動の展開に努めます。</p> <p>また、市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備を進めます。グラウンド、体育館、プール、スポーツ公園などの体系的な施設整備に努めるとともに、指導員の育成と資質の向上により、スポーツ人口の拡大を図ります。</p> <p>本市には、銅鐸の鋳型をはじめ貴重な文化財が各時代にわたり多数遺されていましたが近年失われたものも少なくありません。文化財を保存・活用する体制を強化し、後世に伝承していくとともに、市民が郷土史や有形・無形の文化財に親しむ機会を充実し、文化財の保護思想の普及に努めます。</p> <p>また、市民活動の支援と相互交流の拠点となる文化施設建設の検討を行い、芸術・文化の魅力向上に向けて、様々な催しや講座の開催、市民芸術・文化イベントなど、各種活動を振興します。芸術・文化は市民の生活に豊かさをもたらすものであり、文化の享受だけでなく創造も重要です。そのため、市民の運営による創造性あふれる事業の実施に取り組んでいきます。</p>
施策	511 生涯学習の推進
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センターで生涯学習に取り組む人が増えています。</li> <li>・生涯学習ボランティアの活動の場が広がっています。</li> <li>・生涯学習情報の活用により生涯学習の輪が広がっています。</li> <li>・図書館サービス網の整備や各種図書館サービスの充実が図られています。</li> <li>・図書館資料の検索や予約等が在宅でも利用できる環境が整っています。</li> <li>・大学をはじめ各種学校、関係機関と図書館が資料・情報のネットワーク化されています。</li> </ul>
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習機会の充実</li> <li>2 生涯学習情報提供の充実</li> <li>3 生涯学習相談の充実</li> <li>4 自主的な生涯学習の場の提供</li> <li>5 成人教育の充実</li> <li>6 公民館活動の推進</li> <li>7 図書館分館の整備</li> <li>8 電子図書館サービスの一層の充実</li> <li>9 障害者への図書館サービスの充実</li> </ol>

		<p>市各部署で各種講座を幅広い年齢層を対象に開催するとともに、平成16年に開館した生涯学習センターにて、教養・実技等の様々な講座を開設するなど学習機会の創出を図り、さらに、受講料・講師謝礼が無料のボランティア講座や、自主グループや各講座の活動の発表の場でもあるきらめきフェスタ・ホール事業を実施し、生涯学習機会の創出を図っている。</p> <p>また、生涯学習情報誌「まなびどり」を年3回、月間催事案内の「きらめきだより」を毎月発行し、ホームページでも閲覧・ダウンロード可能にすることで、様々な学習情報の提供に努め、生涯学習の展開を図っている。</p> <p>今後も、受講生の意見や市民の学習ニーズを把握しながら、市民のキャリアアップにもつながる生涯学習センター講座の充実に努めるとともに、講座運営において、講座卒業生・グループをはじめとするボランティアの積極的な活用を図ることが必要である。</p> <p>市民ボランティア等による講座は充実しているが、近隣大学における生涯学習講座との連携については、さらに深める必要がある。</p> <p>生涯学習情報提供については、インターネットや市広報誌・生涯学習情報誌等を通じ行っているが、市民に多様な情報を提供できるよう公共施設、近隣大学、近隣各市とのより一層緊密な情報ネットワークの構築に努める必要がある。</p> <p>自主的な生涯学習の場の提供については、生涯学習センターの各室の貸し出し利用を中心として、市民の様々な学習ニーズに対応できているが、クリエイトセンターの自習室の需要も高まっている。</p> <p>社会教育の充実に関しては、公民館をはじめ、家庭教育学級等、様々な機会を捉えて講座等を含めた事業を実施し、市民の教養及び意識の向上等につながっている。</p> <p>公民館については、管理体制の見直しなど効率的な管理運営に努めるとともに、施設・設備の改修を行うなど、利用者の安全性・利便性に配慮をしている。</p> <p>また、地域の理解を得ながら、公民館のコミュニティセンターへの移行を進める等、機能的な拠点づくりを目指している。</p> <p>図書館サービスについてはホームページでの予約サービス・電子情報の提供・来館困難者の宅配サービスなどで充実を図ったが、多種多様化する要求に応えるため、今後も継続的・網羅的に媒体を問わず情報収集・提供を行っていく必要がある。</p> <p>なお、大学をはじめ各種学校との情報のネットワーク化については、社会状況の変化により、関係機関等との連携・協力が必要である。</p>
--	--	--

施策の取組状況まとめ

関連課		文化スポーツ課、社会教育振興課、中央図書館	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 生涯学習 機会の充実	(1) 生涯学習センター講座の充実	・常に受講生の意見や市民の学習ニーズを把握しながら、市民のキャリアアップにもつながる生涯学習センター講座の充実に努めます。	B
		・講座運営において、講座卒業生・グループをはじめとするボランティアの積極的な活用を図ります。	B
	(2) 生涯学習センターを核とした、生涯学習の全市的な広がり推進	・公民館講座、市民ボランティア等による講座、近隣大学における生涯学習講座との連携を図り、多様な生涯学習機会の提供に努めます。	B
2 生涯学習 情報提供の充実	(1) 情報提供の推進	・インターネット・オーパス・市広報誌・生涯学習情報誌等を通じて、市民の学習要望やニーズに沿った様々な生涯学習情報の提供に努めます。	B
	(2) 生涯学習センターを核とする情報ネットワークの構築	・生涯学習センターのホームページをはじめとして、市民に多様な情報を提供できるよう公共施設、近隣大学、近隣各市とのより一層緊密な情報ネットワークの構築に努めます。	B
3 生涯学習相談の充実		・生涯学習の機会を求める市民に対して、様々な生涯学習情報の提供に努めるとともに、適切な助言を行うなど、相談機能の充実に努めます。	B
4 自主的な生涯学習の場の提供		・生涯学習センターの各室の貸し出し利用を中心として、市民の様々な学習ニーズに対応できる生涯学習の場の提供に努めます。	B
5 成人教育 の充実	(1) 学習講座の充実	・人権啓発、乳幼児学級、市民セミナーなど、時宜にかなったテーマの各講座・学級の充実に努めます。	B
	(2) 団体活動の推進	・社会教育に取り組む各種団体の活動の推進に努めます。	B
6 公民館活動の推進		・中央公民館を中心とした各公民館活動のネットワークを活用し、市民の学習活動の充実に努めるとともに、公民館グループの活動情報の提供を進め、公民館活動の推進に努めます。	B
7 図書館分館の整備		・中央図書館を中心として分館の整備を進めます。	C
8 電子図書館サービスの一層の充実		・CD-ROM、DVDなどのデジタル資料を収集するとともに、地域資料をデジタル化し、提供します。	B
		・インターネット情報の提供を推進し、電子図書館としての機能の充実に努めます。	B
9 障害者への図書館サービスの充実		・資料の郵送・宅配サービスを実施します。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像		5 個性かがやく「文化創造都市」の実現	
施策	512 スポーツ・レクリエーション活動の振興		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツが普及しています。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブが設立されています。</li> <li>・各種スポーツ団体が自立した活動をしています。</li> <li>・地域ごとのスポーツ施設が整備されています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯スポーツの振興</li> <li>2 団体・指導者の育成</li> <li>3 施設の整備と管理運営の効率化</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>スポーツ団体等との連携を図りながら、各種競技大会やスポーツ教室といった事業を実施し、幅広い年齢層にスポーツに親しむ機会を提供してきたほか、競技種目別指導者や生涯スポーツ指導者の育成を図り、地域スポーツの振興に努めてきた。</p> <p>体力・運動能力の低下が進む中で、スポーツの重要性が高まっていくものと考えられるため、誰もが気軽に各自の興味や年齢、体力、技能等に応じてスポーツに親しむことができる環境の創出に努める必要があり、南体育館や福井体育館のトレーニングルームを開設した。</p> <p>総合型地域スポーツクラブについては、東、福井両体育館を中心として設立できたため、各種スポーツ団体が自立した活動を行っている。</p> <p>ニュースポーツの普及については、広報誌で特集を組む、講習会を開くなど根気強く周知に努めるとともに、指導者の育成にも積極的に取り組んできたため、成果が出てきている。</p> <p>ただし、施設の整備面では、各種スポーツ施設の駐車場整備など、次の課題も出てきている。</p>		

関連課		文化スポーツ課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 生涯スポーツの振興		・ ニュースポーツ等の普及と生涯スポーツに関する情報の提供に努めます。	B
		・ それぞれのライフステージにおいてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会づくりに努めます。	B
		・ 幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室、講習会を開催し、スポーツ人口の拡大に努めます。	B
		・ 地域関係者らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援と適切な助成に努めます。	B
		・ 関係団体との連携を図りながら、障害者スポーツの普及に努めます。	B
2 団体・指導者の育成		・ 地域住民が自主的に運営する多種目、多世代型の総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。	B
		・ 地域スポーツ活動等の指導に対応できる指導者の育成と資質向上に努め、少年スポーツ指導者や種目別指導者の養成を図り、地域スポーツクラブ等での指導機会の拡充に努めます。	B
		・ 体育協会等のスポーツ団体の組織の充実に向けた支援を行い、自立した組織活動に向けた指導に努めます。	B
3 施設の整備と管理運営の効率化		・ 地域体育館をはじめとする身近なスポーツ施設の整備に努めます	B
		・ 総合型地域スポーツクラブの組織化を効果的に進めるための施設の充実と効果的な管理運営の促進に努めます。	B
		・ オーパス・スポーツ施設情報システムの充実を図り、施設の利用促進に努めます。	B



都市像		5 個性かがやく「文化創造都市」の実現	
施策	513 文化の継承と振興		
	目指すべき姿		<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財が保護されています。</li> <li>・文化施設等の利用者数が増えています。</li> <li>・文化活動に参加する人が増え、年齢層も広がっています。</li> </ul>
	将来計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護</li> <li>2 文化活動の活性化</li> <li>3 伝統文化の保存と継承</li> <li>4 施設の整備・充実</li> </ol>
施策の取組状況まとめ		<p>埋蔵文化財については、体制を工夫するとともに、事務改善を行うことによって、より適正な事務執行に努めている。</p> <p>また、文化財保存事業については、各施設において展示を充実し、公開するとともに、様々な手法による啓発に努めることによって、市民に茨木の持つ歴史と文化財の魅力を感じてもらえる機会を数多く提供することができている。</p> <p>市における文化振興は、街を活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりにも役立つとの認識から、茨木市では特に重要視し「文化のまち」として取り組んできており、市が育成してきた市吹奏楽団は関西で金賞を受賞するなど入賞の常連団体となっているほか、世界的に活躍するヤノベケンジや名和晃平といった著名な作家の彫刻設置も行った。</p> <p>芸術・文化団体の協力による各種文化活動の展開では、大きなイベントである市美術展も他市からレベルが高いことで知られるようになり、北摂で唯一5大新聞社全社から寄託賞を受けている。文化振興財団を中心とした舞台芸術の提供、ギャラリーの運営や教育月間（H25からは教育文化月間）など発表する場の提供を通じて市民文化の振興にも取り組んだ。</p> <p>各文化団体の高齢化が進んでおり、若い世代の会員を増やす必要があることから、若手芸術家を育成する取組みや事業を行っている。</p> <p>市の方針により施設利用料や補助金を見直したこともあり、各団体の財政運営はより厳しくなっているが、市民、文化団体、文化グループ等が、より主体的・積極的に継続的な事業展開が行えるよう、自立の機会ととらえ文化に特化した公募補助金の創設など多様な行政のサポートについて検討している。</p> <p>伝統文化の保存と継承については、伝統文化に触れる機会の確保として、国・府と連携のもと、小・中学生をはじめ様々な世代の市民に、伝統文化に触れる機会を設けてきたが特にH24の取組みである文化庁補助事業である子ども歌舞伎においては、子どもたちが自らプロの指導を受け参加することができるなど今後にもつながる取組みであった。</p>	

関連課		広報広聴課、文化スポーツ課、社会教育振興課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 文化財の保護	(1) 文化財の保存・修理	・歴史的に由緒ある遺跡、郡山宿本陣等の史跡の整備、指定文化財の保存・修理に努め、公開するなどして市民生活の中で広く活用を図ります。	B
	(2) 埋蔵文化財の保護と顕彰	・事務処理の適正化、開発事業に伴う埋蔵文化財保護のための指導・調整を適切に行うため発掘調査体制の整備・充実を図るとともに、年々増え続ける貴重な埋蔵文化財の保管のための収蔵施設の充実を目指します。	B
	(3) 文化財資料館等の活用	・文化財資料館やキリシタン遺物史料館を中心として、市内に残る古文書等歴史資料、文化財資料の収集・保管・研究調査を行うとともに、企画展や講座の開催により市民の歴史・文化財学習の中核施設としての活用を図ります。	B
		・学術関係機関等と連携を図りながら、遺跡や遺物、美術・工芸品等の調査・研究とその保存、保護及び活用の方法を検討します。	B
	(4) 文化財の活用による保護思想の普及	・講座・講習会、見学会の開催、さらには資料の展示・公開の充実を図るとともに、文化財ボランティア解説員の協力のもとに、よりきめ細かい活動を行うことにより、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護思想の普及を図ります。	B
2 文化活動の活性化	(1) 文化行政推進体制の見直し	・市民、文化団体、文化グループ等が、より主体的・積極的に継続的な事業展開が行えるよう、市・文化振興財団・市民それぞれの役割を含め、見直しを図ります。	B
	(2) 芸術・文化事業の鑑賞・発表機会の充実	・市民が優れた芸術・文化に接し、より主体的な創造がなされるよう、鑑賞機会の充実を図るとともに、その成果を発表する機会の充実に努めます。	B
	(3) 幅広い分野にわたる芸術・文化活動の支援	・既存の芸術・文化団体だけではなく、幅広く芸術・文化団体の発掘・育成を行い、あらゆる分野の文化が振興するように努めます。	B
	(4) あらゆる世代が参加できる芸術・文化活動の展開	・学校や地域との連携を図りながら、芸術・文化活動に幅広い世代が参加できるよう努めます。	B
	(5) 生涯学習との連携強化	・生涯学習センターを利用した活動、講座や自主グループとの連携や協力を通じて、市民の文化活動の活性化を図ります。	B
3 伝統文化の保存と継承	(1) 伝統文化に触れる機会の確保	・国・府と連携のもと、小・中学生をはじめ様々な世代の市民に、郷土芸能、民謡、踊り等、伝統文化に触れる機会を設け、市民に伝統文化の良さを伝えます。	B
4 施設の整備・充実	(1) 芸術・文化活動の核となる施設の検討	・より質の高い文化事業を開催し、活動団体の相互交流の核となる施設の整備・充実について検討します。	B

## 2 豊かな心を育む教育の推進



都市像	5 個性かがやく「文化創造都市」の実現
	<p>52 豊かな心を育む教育の推進</p> <p>自ら考え、自ら活動する「生きる力」の育成に向けて、教育活動の充実や地域の教育人材の活用、教職員と保護者、地域との相互理解と協力による学校づくりなど、学校と地域が協働して教育の充実を図ります。</p> <p>小・中学校教育においては、個性と想像力を培い、人権意識と国際感覚を養うプログラムを実施し、社会の変化に柔軟に対応できる資質に富んだ児童・生徒の育成に努めます。また、幼児教育では、公・私立幼稚園の連携のもとに心身の発達を助長する指導に努めるなど、教育環境の整備・充実を図ります。</p> <p>青少年教育に関しては、青少年が地域活動やボランティア活動に自主的に参加する機会を充実させるとともに、地域活動組織を育成するなど、より広がりを持った青少年活動を展開します。</p>
施策の大綱	<p>521 学校教育の充実</p> <p><b>目指すべき姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に「生きる力」を育む取り組みが進み、その基礎、基本の定着を踏まえた、個性を生かす教育が行われています。</li> <li>・児童・生徒が豊かな人間性を培い、楽しく生き生きとした学校生活を送っています。</li> <li>・LD、ADHD、高機能自閉症等の軽度発達障害も含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育が確立しています。</li> <li>・コンピュータや情報通信ネットワークを用いた学習活動の展開や、積極的な情報の発信などがなされ、主体的に情報を活用する能力が育成されています。</li> <li>・保護者や子どもたちの多様なニーズに対応する教育相談が実施されています。</li> </ul> <p><b>将来計画</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育の充実</li> <li>2 特別支援教育の充実</li> <li>3 教育研究所の機能の充実</li> <li>4 教育環境の整備・充実</li> <li>5 家庭・地域と協働した学校づくり</li> </ol> <p><b>施策の取組状況まとめ</b></p> <p>学校教育においては、学校・家庭・地域が協働して児童・生徒に確かな学力、豊かな心、健康な体力づくり等の「生きる力」を育むことが求められている。</p> <p>小・中学校では、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、調和のとれた人間の育成を目指した教育課程の編成に努めている。さらに、各学校では体験的学習や少人数指導を取り入れた指導方法の工夫・改善を行い、地域の方々による学校支援などの開かれた学校づくりに向けて特色ある取り組みを行っている。</p> <p>学力向上3ヵ年計画（ステップアッププラン）により計画的に学力向上に取り組んだ結果、学力は全学年で全国平均を上回ることができた。</p> <p>特別支援教育においては、支援を要する児童・生徒の実態に応じた支援や保護者連携をすすめるため、発達相談や巡回相談の充実し、支援教育コーディネーターを中心とした校内組織活性化にむけた学校支援を図っている。さらに支援学級在籍児童・生徒を中心に進学・就労を見据えて一貫した支援がなされるよう個別の教育支援計画作成を進めている。</p> <p>ICT教育については、小・中学校の各クラスに設置したパソコン、電子黒板・電子黒板機能つきプロジェクター、書画カメラ等のICTを活用した事例、デジタル教材の収集・普及・促進し、さらに授業支援、デジタルコンテンツ製作を充実させ、児童・生徒の学力向上に努めている。</p> <p>多様なニーズに対する教育相談については、子どもたちの健やかな成長を支援するため、いじめ不登校など生活指導上の問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども支援協力員などを配置し、教育センターにおいては、専門家による教育相談や巡回相談、家庭に引きこもりがちな児童生徒への訪問指導、ふれあいルームの運営を行うとともに、社会や家庭の価値観が変化する中、よりいっそう関係機関と連携した多様な取り組みが求められている。</p> <p>また、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう教育環境の整備に努めている。</p>

関連課		教育政策課、学務課、施設課、学校教育推進課、教育センター	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 義務教育の充実		・ 少人数指導や課題別学習など指導方法の工夫改善、教職員の指導力の向上に努めます。	B
		・ 情報機器の充実を図るとともに、デジタルコンテンツを活用した学習指導のために教職員研修の充実に努めます。	B
		・ 家庭や地域社会と連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などを通じて豊かな人間性や社会性を育む教育の推進に努めます。	B
		・ いじめ・不登校等の児童・生徒に対する教育相談の充実や関係諸機関との連携を図るとともに、専門的知識に裏付けされた教職員の実践的な指導力の向上に努めます。	B
		・ 学校の教育活動全体を通じて体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るとともに、日常生活において適切な体育・健康に関する活動を自主的に実践できるよう家庭・地域と連携して指導の推進に努めます。	B
2 特別支援教育の充実		・ 多様な障害のある児童・生徒が通常学級に在籍することから、教職員の障害に対する理解を深める研修の充実に努めます。	B
		・ 学校が組織的に取り組む校内体制と実態把握や指導についての助言を行う専門家の支援体制の整備に努めます。	B
		・ 児童・生徒の指導を行う教員や保護者と関係機関との連絡調整役となる「特別支援教育コーディネーター」を校内に置き、その指導力向上を図るための研修に努めます。	B
		・ 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育上の指導や支援を内容とする「個別的教育支援計画」を策定・実施・評価して、教育的支援を効果的・効率的に行うよう努めます。	B
3 教育研究所の機能の充実	(1) 教職員研修・研究センターとしての機能の充実	・ 教科等の学習指導、道徳教育、学級経営や生徒指導、人権教育、情報教育、特別支援教育等の各研修会を実施します。	B
		・ 学校現場における今日的な教育課題や市民の意向等の把握に努めながら、各分野に所員会、委員会を設置し、調査・研究、教材開発を推進します。	B
	(2) 教育情報センターとしての機能・施設の充実	・ 市立小・中学校と教育研究所を結ぶ教育情報ネットワークの充実に努めます。	B
		・ 各学校の特色あるカリキュラム編成の支援に向けて様々な教育情報、学習用デジタル教材、学習関連資料を集積し、検索システムの充実を図ります。	B
	(3) 教育相談センターとしての機能・施設の充実	・ 保護者・子どもの不安を解消し多様な相談ニーズに対応できるよう教育相談の充実に努めます。	B
		・ 教職員が抱えている指導上の悩みや子どもへの関わり方の指導・援助を充実します。	B
・ 不登校児童・生徒への支援のため、専門家によるカウンセリング、ふれあいルーム、訪問指導など様々なサポート体制を充実し、関係機関、学校との連携を推進します。	B		
4 教育環境の整備・充実	(1) 機能的な学習環境づくり	・ 学習活動の多様化や情報化に対応した学校施設の整備に努めます。	B
	(2) 安全で衛生的な教育環境づくり	・ 学校の耐震化工事を積極的に推進します。	A
		・ 学校施設のバリアフリー化に努めます。	B
	・ 安全で快適な学校生活を送れるよう、児童・生徒の健康と衛生に配慮した設備の整備を進めます。	B	
(3) 児童・生徒の安全確保	・ 地域のボランティアや関係機関との協力体制を構築しつつ、地域ぐるみで児童・生徒の安全の確保に努めます。	B	

関連課	教育政策課、学務課、施設課、学校教育推進課、教育センター		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
5 家庭・地域と協働した学校づくり		・学校の教育方針や教育計画、活動状況などの教育情報を地域に発信し、保護者や地域の理解と参加を得た教育活動を展開します。	B
		・学校本来の機能や児童・生徒の安全に配慮しながら、地域の生涯学習活動や福祉活動など、学校施設の多面的活用を進めます。	B

都市像		5 個性かがやく「文化創造都市」の実現	
	施策	522 幼児教育の充実	
		目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期における教育活動・教育環境が充実しています。</li> <li>・ 幼稚園を中核に、家庭や地域社会、保育所と連携した就学前教育が行われています。</li> <li>・ 地域や保護者のニーズに対応し、地域に開かれた幼稚園として機能しています。</li> </ul>
		将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育内容の充実</li> <li>2 施設の整備・充実</li> </ol>
	施策の取組状況まとめ	<p>幼児教育を取り巻く状況は、少子化、核家族化の進行、女性の社会進出の増加などにより大きく変化してきており、保護者ニーズも多様化してきている。</p> <p>保護者の長時間保育のニーズに対応するために預かり保育を全園で実施し、うち4園は拡充モデル園として運用している。また、その利用者数は年々増加している。</p> <p>また、園や地域の実態をふまえ、適切な教育課程を作成し、園児の最善の幸せと「個」を大切にしたい集団作りを実践していること、時代の要請や実態に即した教職員研修を企画し、資質の向上に努めていること、私立幼稚園と公立幼稚園の費用格差の均衡を図ることを目的として就園奨励費補助金及び保護者補助金を支給することなどにより教育内容等の充実を努めている。今後は、就学前教育から小学校への滑らかな接続について、保幼小中が連携した取組を推進する。</p> <p>施設の整備・充実については、園舎の耐震化を全て完了したことや芝生による園庭緑化など、安全・安心な施設の質的向上に努めている。</p> <p>また、新たな子ども・子育て支援制度への移行を踏まえ、機構の改正を行い、幼稚園と保育所の窓口の一元化を図るなど幼児期の学校教育と保育を一体的に推進するための体制強化を図っている。</p>	

関連課		保育幼稚園課、施設課、学校教育推進課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 教育内容の充実		・ 時代の変化に応じた適切な教育課程の編成に努めます。	B
		・ 幼児教育の重要性を踏まえ、教職員の資質や能力の向上に努めます。	B
		・ 地域の実情や保護者の要請を踏まえ、幼稚園運営の弾力化を図ります。	B
		・ 就園機会の拡充を図るため、私立幼稚園児の保護者に対する適切な助成に努めます。	B
2 施設の整備・充実		・ 「幼稚園教育要領」の趣旨に基づいて、幼児の主体的な遊びが引き出せる環境の整備に努めます。	B



都市像		5 個性かがやく「文化創造都市」の実現	
	施策	523 青少年の健全育成	
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年が未来に夢や希望を持っています。</li> <li>・青少年が様々な活動へ参加しています。</li> <li>・青少年育成運動が進んでいます。</li> </ul>	
	将来計画	1 青少年が学びを楽しむ環境の整備 2 青少年の健やかな育成	
	施策の取組状況まとめ	<p>急激な社会環境の変化とともに価値観の多様化が進む中で、反社会的・非社会的問題行動が低年齢化するとともに青少年の規範意識の低下が進み、インターネットや携帯電話等を利用した新たな犯罪や青少年や幼児が対象となる連れ去り事件及び幼児虐待、青少年が被害者となる犯罪、青少年による特異な犯罪が発生するなど、青少年の健全育成は非常に困難な環境になりつつあります。</p> <p>本市では、青少年の生涯学習という観点から、豊かな人権感覚にあふれ、たくましく生きる力や生涯にわたり学習する力を身につけた青少年の育成を図るため、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」の標語のもと、青少年の学習拠点として上中条青少年センター、青少年野外活動センター、図書館、川端康成文学館等において様々な学習機会を提供するための事業を展開し、施設の整備を行ってきた。</p> <p>また、地域で青少年を育成する活動を支えるために、各種健全育成団体の活動を支援するとともに、こども会活動の推進をはじめとした、青少年の活動を支える地域指導者やキャンプカウンセラーの育成に努めてきた。</p> <p>市民との協働のまちづくりが進められる中、青少年の健全育成においても「見守ろう わが子 ひとの子 みんなの子」の精神にもとづき、放課後子ども教室などの活動を通じて、地域の子どもは地域で育てることで人間関係の構築を図るとともに、保護者の就労支援と子育て支援の観点から学童保育の充実に努め、子どもの安全で健全な育成につながる事業や環境づくりを進めている。</p>	

関連課		文化スポーツ課、学童保育課、青少年課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 青少年が学びを楽しむ環境の整備	(1) 学習機会の充実	・生涯学習の時代にあって、青少年が楽しんで学ぶことができるよう青少年の生涯学習を充実・整備します。	B
		・青少年が地域の自主的な企画・運営活動やボランティア活動など、様々な社会体験や自然体験、人々との交流を通して、美しいものに感動する心や、生命を尊ぶ心、思いやりの心、ルールを守る心など、豊かな人間性を身に付けることができる様々な学習機会を提供し、その充実を図ります。	B
	(2) 学習施設の整備・充実	・青少年の生涯学習拠点施設である4青少年センター、青少年野外活動センター、川端康成文学館が、幅広く青少年に利用されるよう、拠点としての機能の充実を図ります。	B
2 青少年の健やかな育成	(1) 青少年育成運動の活性化	・市民一人ひとりが、青少年は大人と対等の存在であるという児童の権利条約の趣旨を踏まえた青少年育成運動を推進します。	B
		・小・中学校区青少年健全育成運動協議会や地域教育協議会、青少年指導員などの青少年育成組織や団体への支援を行い、青少年を対象とした地域行事の充実を図ります。	B
	(2) 健全育成への環境づくり	・地域における街頭パトロール、立ち入り調査等の社会環境浄化運動の活性化、あらゆる機会を活用した啓発等により、社会全体で良好な社会環境に向けた活動を推進し、青少年の規範意識を向上させます。	B



### 3 交流と自律のまちづくり



都市像	5	個性かがやく「文化創造都市」の実現
	53	交流と自律のまちづくり
施策の大綱	<p>本市における国際交流は、教育、文化・スポーツなど多方面で進展しており、今後、このような動向は一層高まるものと思われます。そのため、市民の交流ニーズに応えるとともに、都市の活力創出を図ります。</p> <p>海外との相互理解を深める国際交流の軸となる姉妹・友好都市との交流事業は、市民と関係団体を中心となって、相互理解を一層深めていきます。また、国際交流と合わせて、歴史的、文化的なつながりのある国内姉妹都市との交流も深めていきます。</p> <p>さらに、市民まつりや市民音楽祭などを開催し、イベントにより市の内外の人々との交流を促進し、互いに学び合える環境づくりを支援します。</p> <p>これからは、市民が自らの判断と責任で、まちづくりに積極的に参加していくことが求められます。市民自らが自律と協働の精神で、地域や市域の様々な活動に参加するとともに、行政の政策形成過程や計画策定過程に積極的に参画し、自由かつ活発に意向を述べることは、都市の活力をみなぎらせる要因の一つです。このため、市民が自発的に市政に参画し、様々な場面で自らまちづくりの一員として参画できる体制を整備します。</p>	
施策	531	交流活動
べき指姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の国際交流が一層進んでいます。</li> <li>・市民意識の国際化が進んでいます。</li> <li>・在日外国人や留学生の居住環境への満足度が上昇しています。</li> </ul>	
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交流活動の推進</li> <li>2 国際化に対応した地域づくり</li> <li>3 交流活動拠点の整備</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>次代を担う青少年については、文化・スポーツなどの国際交流活動を通じて、国際的感覚を持つ人材の育成が望まれており、姉妹都市・ミネアポリス市、友好都市・安慶市と市民レベルでの文化・スポーツなどの交流と友好親善の推進に努めてきた。</p> <p>また、国内の都市や地域とも、小豆島町と青少年キャンプやマラソンツアーなどの市民訪問団の派遣を通して、交流をしてきた。</p> <p>4次総計では、国際親善都市協会は市から独立することを目標としているが、不況による会員数の減など時代背景は厳しく、人的・物的基盤の確立が難しい状況となっている。</p> <p>交流活動の推進面では、新たに大分県竹田市と歴史文化姉妹都市提携を結ぶなど、活発化しており、今後、茨木城主中川清秀関連の歴史を市民に周知するとともに、愛郷心をはぐくむことに貢献できると思われる。</p> <p>外国人が暮らしやすい地域づくりについては日本語学習教室など、市民ボランティアによる外国人向けサービスにより在住外国人が快適に生活できる環境づくりを目指している。</p>	

関連課	文化スポーツ課		取組状況
将来計画			
見出し	項目	主な取組	
1 交流活動の推進	(1) 姉妹都市・友好都市等との交流	・姉妹都市・ミネアポリス市、友好都市・安慶市と市民レベルでの文化・スポーツなどの交流と友好親善の推進に努めます。	B
	(2) 市内在住外国人等との交流	・JICA（国際協力事業団）の研修員や市内在住外国人、留学生と市民との交流の促進に努めます。	B
	(3) 青少年の交流	・ホームステイ等を通じて次代を担う青少年の国際感覚を養い積極的な交流を進めます。	B
	(4) 交流活動の推進体制の整備	・茨木市国際親善都市協会が国際交流の人的・物的基盤を確立し、地域・市民レベルでの国際交流活動が市から独立して進むことができるよう努めます。	C
2 国際化に対応した地域づくり	(1) 外国人が暮らしやすい地域づくり	・外国人向けサービスを充実させ、在住外国人が快適に生活できる環境づくりに努めます。	B
	(2) 住民ボランティアの育成	・ホームステイ受け入れ家庭、通訳等の市民ボランティアの育成に努めます。	B

関連課		文化スポーツ課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
3	交流活動拠点の整備	・国際交流サロンなど既存の施設の活用に努めます。	B

都市像		5 個性かがやく「文化創造都市」の実現	
施策	532 地域活動の促進		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治が育む市民主体・市民参加によるまちづくり及びコミュニティ活動が増加しています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティ活動の促進</li> <li>2 コミュニティ意識の醸成</li> <li>3 コミュニティ施設の整備</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>地域分権に向けての大きな方向性である「地域協議会の結成」・「地域活動拠点の整備」については、平成24年度10月に「茨木市地域コミュニティ基本指針」を策定し明確に位置づけたうえ、地域での説明会を実施しており、地域連携の重要性の啓発を行っている。</p> <p>地域一体となったまちづくりを支援するため、「地域協議会」の結成に当たっての新たな補助制度を創設した。</p> <p>地域住民が広く自由に利用できる「地域活動拠点」施設として、公民館のコミセン化を進め、24年度に三島、25年度に大池がコミセンとなった。コミセン化に向けては利用料金の格差是正などが課題となっている。</p> <p>平成20年度からは、地域づくりの行政からの支援策としての地域担当職員制度を実施してきた。今後、「地域担当職員制度」の校区拡大が課題と認識している。</p> <p>地域の連携を促進する一方、行政としても、庁内連携組織として政策推進会議の下部組織として立ち上げ、連携体制を整備している。</p> <p>自治会連合会等と連携し、様々な機会を捉え、自治会加入の促進を進めるとともに、平成23年度から、自治会の円滑な運営のための「自治会長説明会」を実施している。これらの活動により、平成25年度には、ここ十数年の間、約1%ずつ下がっていた自治会加入率の下げ止まりにつながったものと考えられる。</p>		

関連課		市民協働推進課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 コミュニティ活動の促進		・自治会活動の活性化及び自治会連合会の円滑な運営を支援し、自治会加入率の向上に努めます。	B
		・「自治会のおてびき」「自治会ハンドブック」の配布や相談体制の拡充を図ります。	B
		・自治会連合会を通じて、小学校区コミュニティ間の連携や、市域全体の様々な市民活動ネットワーク化を進めます。	B
		・エコマネーを媒体とする地域の助け合いや世代を超えた交流など、新たなコミュニティ活動について研究します。	C
2 コミュニティ意識の醸成		・市広報誌などを活用して、きめ細やかな啓発活動を進め、市民のコミュニティ意識を高めます。	B
		・自治会連合会やまちづくり協議会が発行する機関紙の充実について支援します。	B
3 コミュニティ施設の整備		・だれもがより身近に利用できるようコミュニティ施設の計画的な整備を進めます。	B
		・高齢者や障害者にも使いやすい施設となるようバリアフリー化を進めます。	B
		・既存の公共施設の有効利用を図り、コミュニティ支援機能を高めます。	B





## 第6章 構想の実現に向けて

### 1 市民参加の仕組みづくり



都市像	6	構想の実現に向けて
	61	市民参加の仕組みづくり
施策の大綱	<p>市民と行政が協力してより良いまちづくりを展開するため、積極的な情報の公開により、お互いの信頼関係を高め、開かれた市政を推進します。また、広報広聴機能の充実、市民参加の機会の拡充や多様な市民グループなどの市政への参加の場づくりを推進します。</p> <p>さらに、主体的にボランティア活動やNPO活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。</p>	
施策	611	開かれた行政の推進
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政活動についての市民の認知度が高まっています。</li> <li>・情報公開が進み、行政情報及びNPO等の活動情報を集積し発信する拠点が創設されています。</li> <li>・子どもから高齢者までが家庭のテレビで地域情報や各種行政情報を取得できるようになっています。</li> <li>・手軽に電子媒体を利用して市民の要望や相談活動が進められています。</li> </ul>	
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市政情報の公開と提供</li> <li>2 広報広聴体制の充実</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>情報公開制度の充実としては、情報提供制度を積極的に活用し、保有する情報をより分かりやすい形式で、迅速に提供している。また、制度の公正な運営を確保し、制度が市民に身近なものとなるよう、平成20年度からは、運用状況や請求状況を市のホームページに掲載し、行政の透明性の向上に努めている。</p> <p>広報誌は、市民にとってわかりやすく親しみやすい総合行政情報誌を目指し、平成18年度以降数回にわたり、デザインや内容の充実を図った。</p> <p>ホームページについては、平成18年度及び22年度に、高齢者や障害者に優しく、また、様々な年代の市民にとって使いやすく、わかりやすい、特徴あるページにリニューアルを行った。さらに平成24年度からはFacebookやTwitterなどSNSを活用した行政情報の発信を行っている。</p> <p>一方、市民からの意見や要望については、それまでの紙媒体に加え、電子メールなどの電子媒体を活用した広聴活動を行っており、市民の行政に対する認知度は高まっていると考える。</p>	

関連課	政策法務課、広報広聴課、市民協働推進課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 市政情報の公開と提供	(1) 行政の透明性の向上	・条例の全部改正を弾みとして、更に情報公開の推進に努めるとともに、計画の策定段階や事業の実施過程における情報の提供に努めます。	B
	(2) 市民活動事業情報の集積	・個人情報の保護等に留意しつつ、市民活動に関係する情報等の集積を進めます。	B
2 広報広聴体制の充実	(1) 新しい媒体の研究	・パブリックコメント制度を活かした広報誌づくりや地上デジタル放送等の媒体を活用した広報活動を研究します。	B
	(2) 電子媒体の活用	・多種多様な相談業務と合わせ、電子メール等の電子媒体の積極的な活用を図り、市民の声が活かされる広聴活動を研究します。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像		6 構想の実現に向けて	
施策	612 市民活動（ボランティア・NPO活動）の推進		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働とパートナーシップに基づくまちづくりが進んでいます。</li> <li>・まちづくりに参加している市民が増えています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協働とパートナーシップによるまちづくりの推進</li> <li>2 市政への市民参加・参画の促進</li> <li>3 市民やNPO等の自主的な公益活動の支援・促進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>いばらき協働基本指針・計画に基づき、地域が一体となったまちづくりを進めるためのさまざまな支援を行っており、市民活動センターの開設、提案公募型公益活動支援制度の取り組みにより、市民活動団体やNPOを支援し、市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進している。</p> <p>市民活動センターのさらなるコーディネート力の向上のため、平成25年度から日曜日の開所、開所時間の拡大など積極的な取り組みをしており、登録団体も増加の一途をたどっている。</p> <p>平成25年度から、多くの分野を対象として実施する制度として、全庁的に統一した評価方法を整えた提案公募型公益活動支援事業補助制度を運用しており、行政と民間の狭間の事業を市民活動により推進している意義は大きく、今後も市民公益活動団体等の自立支援を促進していきたい。</p>		

関連課		市民協働推進課		取組状況
将来計画		主な取組		
見出し	項目			
1 協働とパートナーシップによるまちづくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアやNPOを豊かなまちづくりのパートナーとして位置付け、その自主性・自発性を尊重しながら、（仮称）市民公益活動推進基本方針を策定し、ボランティア・NPO活動を総合的・計画的に支援します。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と市民、学生、事業者、NPO等が協働で事業を進めるための組織や共同運営のあり方などについて検討を進めます。</li> </ul>		B
2 市政への市民参加・参画の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報などまちづくりを考える上で必要な情報の発信と提供に努めるとともに、新たな市民参加・参画の仕組みづくりを進めます。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な施設でのボランティア活動の広報・相談活動の充実を図ります。</li> </ul>		B
3 市民やNPO等の自主的な公益活動の支援・促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動をしたい人や求める人のために、情報の収集・提供を進め、相談体制の整備に努めるとともに、活動を担うリーダー等の人材育成を図るなどボランティア活動への支援を充実します。</li> </ul>		B
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアやNPOをはじめとする市民公益活動組織に対する活動の場の提供や情報提供等を通じて、初動期の支援を進めます。</li> </ul>		B

## 2 自律的で効率的な行財政のシステムづくり



都市像	6	構想の実現に向けて
	62	自律的で効率的な行財政のシステムづくり
施策の大綱	<p>特例市の指定を受けた本市は、事務権限の移譲を今後一層進めることにより、自主性・自律性がより強化され、市民に身近な行政サービスを推進することができます。</p> <p>地方分権時代にふさわしい主体的で自律的な行財政運営を推進していくため、行政評価手法を用いた財源の重点的・効率的な配分と計画の進行管理に取り組むとともに、弾力的で効果的な組織機構の整備と職員の資質向上に努め、行政執行体制の高度化を進めます。</p> <p>また、多様化・高度化する行政需要に対応した市民サービスを展開するため、自主財源の安定的な確保を図るなど健全な財政運営の堅持に努めるとともに、IT（情報通信技術）を活用した窓口機能の充実など事務の情報化と事務事業の簡素化・効率化を進めます。</p>	
施策	621	人材の育成
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の奉仕者としての自覚、使命感、責任感が常にすべての職員に備わっています。</li> <li>・職員が市民との協働を実現するため、市民の感覚、市民の立場で考え行動します。</li> <li>・電子自治体の総合窓口、電子文書化などに対応できる十分なITの活用能力を職員が持っています。</li> <li>・職員が自治体運営に必要なコスト意識、経営感覚や法務能力、政策形成能力を持っています。</li> <li>・職員が意欲とチャレンジ精神を持ち、常に先を予測して自己変革、組織変革に取り組んでいます。</li> </ul>	
将来計画	1 人材の育成と組織の活性化	
施策の取組状況まとめ	<p>平成19年6月に茨木市人材育成基本方針を策定し、これに基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 常に市民の目線に立ち、市民から信頼される職員</li> <li>② 政策形成能力や経営感覚などを備え、自ら目標を立て達成できる職員</li> <li>③ 新たな課題への挑戦を恐れず、仕事と自分を変革できる自律した職員</li> </ol> <p>の3項目をめざすべき職員像として掲げ、人事管理制度及び研修制度の充実を図り、その実現に向け取り組んでいる。</p> <p>人事管理制度においては、平成20年度から、従前の勤務評定制を見直し、全職員を対象とした能力評価に加え、平成23年度からは、管理職員を対象とした業績評価の実施、さらには、平成24年度からは、その評価結果を給与や処遇に反映させ、職員の能力や仕事ぶりを正しく評価し、意欲とチャレンジ精神を持ったモチベーションの高い職員の育成に努めている。</p> <p>今後、市民とのパートナーシップを構築し、市民との協働のまちづくりを実現するため、職員の意識改革をはじめ、さらなる人材育成に努める必要がある。</p>	

関連課	人事課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 人材の育成と組織の活性化	(1) 地方分権時代を担う職員の能力開発と意識改革	・多様な研修の実施と研修内容の充実により政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努めるとともに、市民との協働、自治体経営を目指した職員の意識改革に努めます。	B
	(2) 能力を引き出すための組織の活性化	・限られた人員で最大限の効果を発揮するため、組織の活性化を目指して能力・実績等を反映した職員育成型の新たな人事制度の研究を行います。	B

都市像		6 構想の実現に向けて	
施策	622 財政基盤の確立		
	目指すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収支比率が80%以下となっています。</li> <li>・ 公債費比率が10%以下となっています。</li> <li>・ 市債現在高（普通会計）が450億円以下となっています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財政基盤の確立</li> <li>2 計画的・効率的な財政運営</li> <li>3 公営企業の健全経営</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>財政構造の弾力性確保については、経常収支比率は平成24年度85.4%であり、現下の税制、経済情勢において、目標にした80%を下回することは極めて困難である。</p> <p>使用料・手数料、補助金見直しについては、継続的に見直しに取り組み、市民委員を交えた検討部会、プロジェクトチーム等において適正なあり方を目指し、検討を行った。</p> <p>中長期的な視野に立ち、市民ニーズと事業の優先順位等を勘案した事業の選択を行うため、3か年の「政策推進プラン」を毎年度策定している。</p> <p>行財政改革基本方針の策定、行政（事務事業）評価の実施により、効率的な行財政運営に取り組んでいる。</p> <p>水道事業については、地方公営企業法における独立採算制のもと効率的で効果的な水道事業を運営している。</p>		

関連課	政策企画課、財政課、市民税課、資産税課、収納課、水道総務課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 財政基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済変動や社会情勢の変化に十分対応し、安定的で持続性のある行政運営を推進するため、財政構造の弾力性の確保に努めます。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税客体の適正な把握と徴収率の向上を図り、市税収入の確保に努めます。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益と負担の公平性の観点から、既存の事業も含めて使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的・自律的な自治体運営を行うため、地方財政制度改革については、権限の移譲に見合った税財源の移譲を、関係機関を通じ、国・府に対して強く要望します。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体経営の視点に立ち、課税自主権の拡大に伴う税制度のあり方について調査・研究を行うとともに、行政・普通財産の適切な運用・処理の推進を図ります。</li> </ul>		B
2 計画的・効率的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済情勢の動向把握に努め、中長期的な見通しに立ち、市民ニーズの把握と事業の優先順位等を勘案した事業の選択を行います。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源においては市債と基金の計画的な活用を図ります。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中・長期的な財政計画を策定し計画期間内の財政収支を明確にします。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価等の新たな行財政運営手法を活用し、コスト意識に徹した事務の簡素・効率化を図るなど、予算編成システムの改革を推進します。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政の状況や今後の見通しなど、財政情報の公開に努め、アカウンタビリティを果たします。</li> </ul>		B
3 公営企業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営の健全性に配慮しながら、計画的な施設整備・更新と適切な維持管理に努めます。</li> </ul>		B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の委託化を推進し、効率的な経営を図ります。</li> </ul>		B



関連課	政策企画課、財政課、市民税課、資産税課、収納課、水道総務課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
3	公営企業の健全経営	・料金の適正化に努めます。	A

都市像		6 構想の実現に向けて	
施策	623 効率的・効果的な自治体運営の推進		
	目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画行政が推進され、事業が適切に評価・管理されています。</li> <li>・簡素で効果的な行政機構が構築されています。</li> <li>・市・市民・事業者の適正な役割分担のもと、事務事業の簡素・効率化が図られています。</li> </ul>	
	将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画行政の推進</li> <li>2 効果的な組織機構の整備</li> <li>3 事務事業の簡素化・効率化</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>個別事業計画の策定は、法整備などにより促進され、市民ニーズに即した目標の設定や進行管理が行われている。</p> <p>行政評価については、事務事業単位で効率化やアウトソーシングなどの見直しを行うため実施し、公表している。</p> <p>組織・機構については、部課系の総数を抑制し簡素化を図りつつ、こども育成部の新設や、教育委員会と市長部局の分担の見直しを行った。</p> <p>全体として、行政運営におけるPDCAの考え方が普及しつつある。</p>		

関連課	政策企画課		取組状況
将来計画			
見出し	項目	主な取組	
1 計画行政の推進		・行政分野ごとに、目標を明確にし、事業計画の策定を進めます。	B
		・行政評価手法に基づいた事業の進行管理を図ります。	B
2 効果的な組織機構の整備		・社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や住民の多様なニーズに柔軟に対応するとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した、時代に即応する執行体制の確立を図ります。	B
3 事務事業の簡素化・効率化		・事務事業を十分精査し、廃止、縮小、統合等を視野に入れた事務事業の徹底した見直しを図るとともに、市・市民・事業者の役割分担の適正化を図り、民間委託等の推進など、一層の事務事業の簡素化・効率化を推進します。	B

都市像		6 構想の実現に向けて	
	施策	624 地方分権の推進	
		目指すべき姿	・ 権限移譲の拡大が図られています。
		将来計画	1 自律的な行政システムづくり
	施策の取組状況まとめ	<p>市民サービスの向上につながる国・府の事務については積極的に移譲を受けた。一括法に基づく義務付け枠付け廃止などにおいては、今後本市独自の基準等を反映させていかなければならない。</p> <p>移譲に伴う財源については、恒久的な税財源の配分の見直しを国に要望しているところである。</p> <p>市民ニーズへの対応や、多様化する行政課題の解決のため、職員研修においては常に新しい内容や手法の研究・導入に努めてきた。</p> <p>財政の健全化により自律性の基盤づくりを進めているものの、事務移譲については国・府のペースによるところが大きい。</p>	

関連課		人事課、政策企画課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 り	自律的な行政システムづくり	・ 一層の市民サービスの向上と市民による自律的なまちづくりの推進につながる権限や財源の移譲を国・府に対して要請します。	B
		・ 住民に最も身近な基礎的自治体として、職員の政策形成能力など行政能力の向上を図ります。	B

都市像		6 構想の実現に向けて	
	施策	625 電子自治体の実現	
		目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナレッジマネジメントが実現されています。</li> <li>・ノンストップ・ワンストップ・エニーストップ・マルチアクセスサービスが実現されています。</li> <li>・行政事務の効率化・省力化が進んでいます。</li> <li>・行政事務経費が削減されています。</li> <li>・電子文書化により省スペース化、ペーパーレス化が図られています。</li> <li>・電子決裁により意思決定の迅速化、効率化が図られています。</li> <li>・文書目録の整備により情報の共有化が図られています。</li> </ul>
		将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 IT（情報通信技術）の利活用</li> <li>2 システムの統合化・連携化</li> <li>3 電子自治体推進体制の確立</li> </ol>
施策の取組状況まとめ	<p>本市は早くからホストコンピュータによる事務の電算処理を進めてきた。この期間はさらにネットワーク化が飛躍的に進んだ期間である。L G W A Nや統合型文書管理システムなど行政機関相互や庁内職員間のインフラはほぼ整備できた。</p> <p>市民向けサービスに関しては、個人認証やセキュリティ、市民の情報リテラシーや機器の普及度などの問題により、市税など一部を除いては電子申請等は遅れている。証明書自動交付機や証明書コンビニ交付、税等のコンビニ収納については導入に努めた。</p> <p>共同アウトソーシング、クラウド化については、本市が早くから独自のシステムを構築してきたため、共同化には馴染みにくい面がある。そのため、特定の業務についてはASPなどを活用するに留めている。</p> <p>内部事務についてはIT技術の活用により効率化が図られ、経費の抑制、正確・迅速な市民サービスの実現が可能となった。IT技術を活用し、直接市民へのサービスを向上させることについては諸課題が解決される必要がある。</p>		

関連課		総務課、契約検査課、情報システム課、市民課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 IT (情報通信技術) の利活用	(1) 共通サービス基盤の整備	・インターネットによる受付・回答、料金徴収を時間的・地理的な制約なく可能にする汎用受付システムを整備します。	B
	(2) 行政窓口機能の整備	・ノンストップサービス、ワンストップサービス、エニーストップサービス、マルチアクセスサービスの実現に向けて、ホームページを電子自治体としての総合窓口と位置付け、その段階的な整備を進めます。	B
	(3) ネットワークサービスの高機能化	・保健・医療や福祉、教育分野等で、双方向機能を活用した情報提供や遠隔・在宅サービスの提供を図ります。	C
2 システムの統合化・連携化	(1) 統合型システムによる情報共有	・統合型の文書管理システムや地理情報システムなどの構築により、内部事務に蓄積した情報の有効活用や意思決定の迅速化を図るナレッジマネジメントを実現します。	B
		・システムの統合を進め、市民ニーズに対応した業務の迅速化や情報の共用による能率化、新たな利用業務への展開、行政評価における活用を図ります。	B
	(2) 行政内部事務機能の整備	・行政窓口機能の整備にあわせて、認証基盤や電子決裁、事務処理の共通基盤、電子申請に対応する審査システムの整備を進め、内部事務処理システムとの円滑な連携を図ります。	B
3 電子自治体推進体制の確立	(1) 情報リテラシー (基本的な知識や能力) の向上	・ITを活用した電子自治体構築と運営のために必要な職員研修を充実し、職員の情報リテラシーの向上を図ります。	B
	(2) デジタルデバイド (情報格差) への対応	・高齢者や障害者などあらゆる人の立場に立って、公平な情報とサービスの提供 (ユニバーサルサービス) に努め、各公共施設に配置している情報端末機でのネットワークサービスの提供を図ります。	B
	(3) 共同アウトソーシング (外部委託) の推進	・電子申請や電子調達サービスを市単独で整備・運営するのは、経費面やノンストップサービスなど運用面で困難があり、共同アウトソーシングが有効なものについては、その積極的な推進を図ります。	B
		・共同アウトソーシングを円滑に推進するために、システムの標準化に必要な業務改善として、手続・様式の標準化や必要に応じた制度改正を図ります。	C
(4) 情報セキュリティ対策と管理体制の向上	・情報処理に関する安全対策基準 (情報セキュリティポリシー) を必要に応じて見直し、万全な対策と管理体制の維持に努めます。	B	



### 3 広域行政の推進





都市像	6	構想の実現に向けて
	63	広域行政の推進
施策の大綱	<p>交通基盤の整備や余暇時間の増大などにより、市民の日常生活圏、経済活動圏の広域化が進展しています。</p> <p>このため、周辺自治体との機能分担と連携のもと、施設の相互利用や共同開催事業など様々な分野において、市民生活の利便性向上と広域的視点に立った行政運営を進めます。</p>	
施策	631	広域行政の推進
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村間の連携と機能分担による広域事業の拡大が図られています。</li> </ul>	
将来計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域事業の拡大</li> <li>2 北摂圏域づくり</li> <li>3 広域行政の推進</li> </ol>	
施策の取組状況まとめ	<p>公共施設の共同利用や広域行政窓口サービスについては経費負担や制度の差異など課題が大きい。イベントについては、北摂ミュージアムなど府により推進が図られており、本市も積極的に推進している。</p> <p>事務事業の共同実施については各分野で積極的に取り組んでいる。しかし、これまで実施してきた市独自のサービスに支障がでるものは避けなければならない。</p> <p>境界付近における相互応援などは従来から必要に応じて実施してきたが、その拡大が求められている。</p> <p>広域化については、これまで個々の市が構築してきた市民サービスの内容や経費負担などを総合的に勘案し、慎重に検討しなければならない。</p>	

関連課	政策企画課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1	広域事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の共同利用、広域行政窓口サービス、広域イベントなど広域事業の充実を図ります。</li> </ul>	B
2	北摂圏域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北摂圏域共通の課題に対応するため、単独の自治体のみでの取り組みでは十分な成果が図られないものについて、必要な調整を図るとともに、大阪府へ支援を働きかけます。</li> </ul>	B
3	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事務組合や広域市町村協議会が実施する共同処理の充実に努めます。</li> </ul>	B